

賠償責任保険 普通保険約款および特約条項（一般用）

F6

ご契約者の皆様へ

このたびは、損害保険ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございます。早速、保険証券をお届け申し上げます。

この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。

なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損害保険ジャパンにおたずねください。損害保険ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

【ご注意】 ●口座振替制度（初回保険料口座振替制度を含む）をお申込みのお客へ
保険料は、お客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日（初回保険料の口座振替に関する特約条項が適用される場合は、保険期間の始期が属する月の所定の口座振替日）に振り替えさせていただきます。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●個人情報の取扱について
損害保険ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損害保険ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損害保険ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

●ご契約内容の変更について

お申し込みの際、申込書記載事項についてお知らせいただきましたが、お申し込みの後で次の変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損害保険ジャパンにお知らせください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。

・保険証券に記載している事項に変更が生じたとき

●万一事故がおきたら

万一、事故が発生しましたら、すみやかに取扱代理店または損害保険ジャパンに次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故がおきた日時・場所
の事故の発生、損害の程度
の連絡先

2010年4月1日以降始期契約用



株式会社 損害保険ジャパン

- ◆保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損害保険ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。
- ◆別に定める場合を除いて、法令に準拠している約款中の用語は、法令に定める定義によります。その場合、法令が、保険契約を開始した後に改正されたときは、改正（施行）後の法令の定義・規定に従います。

約 款 目 次

				ページ			
共	通	賠償責任保険普通保険約款	すべての契約に適用されます。	1			
下記特約条項および追加条項は保険証券上または付属別紙に表示されているときに適用されます。但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、備考欄をご確認ください。							
共	通	特約条項および追加条項 名称	証券表示内容	自動付帯される特約条項	ページ		
		賠償責任保険追加条項	賠償責任保険追加条項	旅館宿泊者特約条項、PTA管理者特約条項、PTA特約条項を除く他の特約条項に自動付帯されます。	4		
共	通	保険料分割払特約条項（一般用）	保険料分割払特約（一般用）	—	8		
		保険料分割払特約条項（大口用）	保険料分割払特約（大口用）	—	9		
		保険料支払に関する特約条項	保険料支払に関する特約	—	9		
		クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	クレジットカード保険料支払	—	9		
		共同保険に関する特約条項	共同保険に関する特約	—	10		
		初回保険料の口座振替に関する特約条項	初回保険料口座振替特約	—	10		
		日付データ処理等に関する不担保追加条項	—	—	10		
		保険料の確定に関する追加条項（賠償責任保険用）	保険料の確定に関する追加条項	—	11		
		被害者対応費用担保追加条項	被害者対応費用担保追加条項（除く受・自）	—	11		
		事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）	事故対応費用（除く受・自）	—	11		
		事故対応特別費用担保追加条項（受託者特約条項用）	事故対応費用（受）	—	11		
		事故対応特別費用担保追加条項（自動車管理者特約条項用）	事故対応費用（自）	—	11		
人格権侵害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）	人格権侵害担保（施・昇・請・生）	—	12				
特約種類または任意コンパインド		特約条項および追加条項 名称	証券表示内容	備 考	ページ		
施設所有管理者	01.	施設所有管理者特約条項	—	—	13		
		漏水担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	漏水担保追加条項	—	13		
		縮小てん補追加条項 80%（施設所有管理者特約条項用）	縮小てん補80%（施設）	—	13		
		縮小てん補追加条項 85%（施設所有管理者特約条項用）	縮小てん補85%（施設）	—	13		
		縮小てん補追加条項 90%（施設所有管理者特約条項用）	縮小てん補90%（施設）	—	13		
		縮小てん補追加条項 95%（施設所有管理者特約条項用）	縮小てん補95%（施設）	—	13		
		共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）	共通保険金額（施設）	—	13		
		費用内枠払い追加条項（施設所有管理者特約条項用）	費用内枠払い追加条項（施設）	—	13		
		施設・昇降機特約条項共通保険金額追加条項（施設所有管理者特約条項用）	施設・昇降機共通保険金額	—	13		
		間接損害不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	間接損害不担保（施設）	—	13		
		追加被保険者追加条項（施設所有管理者特約条項用）	追加被保険者追加条項（施設）	—	14		
		交差責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	交差責任担保追加条項（施設）	—	14		
		求償権放棄追加条項（施設所有管理者特約条項用）	求償権放棄追加条項（施設）	—	14		
		廃棄物不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）	廃棄物不担保追加条項（施設）	—	14		
		祭りに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	祭りに関する追加条項	—	14		
		花火に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	花火に関する追加条項	—	14		
		人材派遣事業に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	人材派遣業に関する追加条項	—	14		
		ベビーシッター・ホームヘルパーに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	ベビーシッター・ホームヘルパーに関する追加条項	—	14		
		介護サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）	介護サービスに関する追加条項	—	14		
		昇 降 機	02.	昇降機特約条項	—	—	15
				共通保険金額追加条項（昇降機特約条項用）	共通保険金額（昇降機）	—	15
費用内枠払い追加条項（昇降機特約条項用）	費用内枠払い追加条項（昇降機）			—	15		
間接損害不担保追加条項（昇降機特約条項用）	間接損害不担保（昇降機）			—	15		
交差責任担保追加条項（昇降機特約条項用）	交差責任担保追加条項（昇降機）			—	15		
求償権放棄追加条項（昇降機特約条項用）	求償権放棄追加条項（昇降機）			—	15		
縮小てん補追加条項 80%（昇降機特約条項用）	縮小てん補80%（昇降機）			—	15		
縮小てん補追加条項 85%（昇降機特約条項用）	縮小てん補85%（昇降機）			—	15		
縮小てん補追加条項 90%（昇降機特約条項用）	縮小てん補90%（昇降機）			—	15		
縮小てん補追加条項 95%（昇降機特約条項用）	縮小てん補95%（昇降機）			—	15		

特約種類または任意コンバインド	特約条項および追加条項 名称	証券表示内容	備 考	ページ
請 負 業 者	請負業者特約条項	—	—	15
	地下埋設物不担保追加条項 (請負業者特約条項用)	地下埋設物不担保追加条項	—	16
	地盤崩壊危険担保追加条項 (請負業者特約条項用)	地盤崩壊危険担保追加条項	—	16
	特定業者損害不担保追加条項 (請負業者特約条項用)	特定業者損害不担保追加条項	—	16
	交差責任担保追加条項 (ONE-WAY・請負業者特約条項用)	交差責任担保 (One Way)	—	16
	交差責任担保追加条項 (BOTH-WAY・請負業者特約条項用)	交差責任担保 (Both Way)	—	16
	交差責任担保追加条項 (FULL-WAY・請負業者特約条項用)	交差責任担保 (Full Way)	—	17
	塗装作業に関する追加条項 (請負業者特約条項用)	塗装作業に関する追加条項	—	17
	作業対象物担保追加条項 (請負業者特約条項用)	作業対象物担保	—	17
	請負業者特約条項包括契約追加条項	請負業者特約条項包括契約追加条項	—	17
	共通保険金額追加条項 (請負業者特約条項用)	共通保険金額 (請負)	—	17
	費用内枠払い追加条項 (請負業者特約条項用)	費用内枠払い追加条項 (請負)	—	17
	間接損害不担保追加条項 (請負業者特約条項用)	間接損害不担保 (請負)	—	17
	追加被保険者追加条項 (請負業者特約条項用)	追加被保険者 (請負)	—	18
	求償権放棄追加条項 (請負業者特約条項用)	求償権放棄追加条項 (請負)	—	18
縮小てん補追加条項 80% (請負業者特約条項用)	縮小てん補80% (請負)	—	18	
縮小てん補追加条項 85% (請負業者特約条項用)	縮小てん補85% (請負)	—	18	
縮小てん補追加条項 90% (請負業者特約条項用)	縮小てん補90% (請負)	—	18	
縮小てん補追加条項 95% (請負業者特約条項用)	縮小てん補95% (請負)	—	18	
生 産 物	生産物特約条項	—	—	18
	不良製造品・加工品損害担保追加条項 (10%) (自動付帯) (生産物特約条項用)	不良製造・加工品損害担保10%	生産物特約条項に自動付帯されます。	18
	不良製造品・加工品損害担保追加条項 (50%) (生産物特約条項用)	不良製造・加工品損害担保50%	—	18
	不良製造品・加工品損害担保追加条項 (100%) (生産物特約条項用)	不良製造・加工品損害担保100%	—	18
	不良完成品損害担保追加条項 (10%) (自動付帯) (生産物特約条項用)	不良完成品損害担保10%	生産物特約条項に自動付帯されます。	19
	不良完成品損害担保追加条項 (50%) (生産物特約条項用)	不良完成品損害担保50%	—	19
	不良完成品損害担保追加条項 (100%) (生産物特約条項用)	不良完成品損害担保100%	—	19
	損害賠償請求ペーす追加条項 (生産物特約条項用)	損害賠償請求ペーす追加条項	—	19
	効能不発揮損害不担保追加条項 (生産物特約条項用)	効能不発揮損害不担保	—	19
	共通保険金額追加条項 (生産物特約条項用)	共通保険金額 (生産物)	—	19
	費用内枠払い追加条項 (生産物特約条項用)	費用内枠払い追加条項 (生産物)	—	19
	交差責任担保追加条項 (生産物特約条項用)	交差責任担保追加条項 (生産物)	—	20
	間接損害不担保追加条項 (生産物特約条項用)	間接損害不担保 (生産物)	—	20
	追加被保険者追加条項 (生産物特約条項用)	追加被保険者 (生産物)	—	20
	求償権放棄追加条項 (生産物特約条項用)	求償権放棄追加条項 (生産物)	—	20
縮小てん補追加条項 80% (生産物特約条項用)	縮小てん補80% (生産物)	—	20	
縮小てん補追加条項 85% (生産物特約条項用)	縮小てん補85% (生産物)	—	20	
縮小てん補追加条項 90% (生産物特約条項用)	縮小てん補90% (生産物)	—	20	
縮小てん補追加条項 95% (生産物特約条項用)	縮小てん補95% (生産物)	—	20	
エンジン焼付損害縮小てん補追加条項 (1/2) (生産物特約条項用)	エンジン焼付損害縮小てん補	—	20	
エンジン焼付損害不担保追加条項 (生産物特約条項用)	エンジン焼付損害不担保	—	20	
受 託 者	受託者特約条項	—	—	20
	漏水担保追加条項 (受託者特約条項用)	漏水担保追加条項	—	21
	冷蔵倉庫業者用追加条項 (受託者特約条項用)	冷蔵倉庫業者用追加条項	—	21
	貴重品等担保追加条項 (受託者特約条項用)	貴重品担保追加条項	—	22
	盗難危険不担保追加条項 (受託者特約条項用)	盗難危険不担保	—	22
	船舶 (ヨット・モーターボート) 担保追加条項 (受託者特約条項用)	船舶担保	—	22
	特定部位等単独損害不担保追加条項 (受託者特約条項用)	特定部位等単独損害不担保	—	22
	風水災危険等不担保追加条項 (受託者特約条項用)	風水災危険等不担保	—	22
	求償権放棄追加条項 (受託者特約条項用)	求償権放棄追加条項 (受託)	—	22
	縮小てん補追加条項 80% (受託者特約条項用)	縮小てん補80% (受託)	—	23
	縮小てん補追加条項 85% (受託者特約条項用)	縮小てん補85% (受託)	—	23
	縮小てん補追加条項 90% (受託者特約条項用)	縮小てん補90% (受託)	—	23
	縮小てん補追加条項 95% (受託者特約条項用)	縮小てん補95% (受託)	—	23

特約種類または任意コンバインド	特約条項および追加条項 名称	証券表示内容	備 考	ページ
自動車管理者	自動車管理者特約条項	—	—	23
	下請負人再寄託中担保追加条項(自動車管理者特約条項用)	下請負人再寄託中担保追加条項	—	23
	使用不能損害担保追加条項(自動車管理者特約条項用)	使用不能損害担保追加条項	—	23
	求償権放棄追加条項(自動車管理者特約条項用)	求償権放棄追加条項(自管賠)	—	24
	縮小てん補追加条項 80%(自動車管理者特約条項用)	縮小てん補80%(自管賠)	—	24
	縮小てん補追加条項 85%(自動車管理者特約条項用)	縮小てん補85%(自管賠)	—	24
	縮小てん補追加条項 90%(自動車管理者特約条項用)	縮小てん補90%(自管賠)	—	24
縮小てん補追加条項 95%(自動車管理者特約条項用)	縮小てん補95%(自管賠)	—	24	
食中毒利益	18. 食中毒・感染症利益担保特約条項(生産物特約条項用)	—	—	24
69.				
旅館	16. 旅館特約条項	—	—	25
食中毒利益	19. 食中毒・感染症利益担保特約条項(旅館特約条項用)	—	—	26
L P ガ ス	L P ガス業者特約条項	—	—	27
	施設賠償責任のみ担保追加条項(L P ガス業者特約条項用)	施設賠償責任のみ担保追加条項	—	28
	生産物賠償責任のみ担保追加条項(L P ガス業者特約条項用)	生産物賠償責任のみ担保追加条項	—	28
	生産物賠償保険金額別建追加条項(L P ガス業者特約条項用)	生産物賠償保険金額別建追加条項	—	28
	L P ガススタンド担保追加条項(L P ガス業者特約条項用)	L P ガススタンド担保追加条項	—	28
油 濁	28. 油濁特約条項	—	—	28
	油濁超過損害額てん補追加条項	油濁超過損害額てん補追加条項	—	29
旅館宿泊者	43. 旅館宿泊者特約条項	—	—	29
P T A 管理者	52. P T A 管理者特約条項	—	—	29
	53.			
ク リ ー ニ ン グ	クリーニング業者特約条項	—	—	30
	クリーニング業者漏水危険担保追加条項(クリーニング業者特約条項用)	漏水危険担保追加条項	—	30
	洗たく物紛失・誤配危険担保追加条項(クリーニング業者特約条項用)	洗濯物紛失・誤配危険担保追加条項	—	30
	追加被保険者追加条項(クリーニング業者特約条項用)	追加被保険者(クリーニング)	—	30
	縮小てん補追加条項 70%(クリーニング業者特約条項用)	縮小てん補70%(クリーニング)	—	30
	縮小てん補追加条項 75%(クリーニング業者特約条項用)	縮小てん補75%(クリーニング)	—	30
	縮小てん補追加条項 80%(クリーニング業者特約条項用)	縮小てん補80%(クリーニング)	—	30
	縮小てん補追加条項 85%(クリーニング業者特約条項用)	縮小てん補85%(クリーニング)	—	30
縮小てん補追加条項 90%(クリーニング業者特約条項用)	縮小てん補90%(クリーニング)	—	30	
店 舗	71. 店舗特約条項	—	—	30
	受託財物担保追加条項(店舗特約条項用)	受託財物担保追加条項	—	31
	修理・加工危険および誤配・紛失危険不担保追加条項(店舗特約条項用)	修理・加工・誤配・紛失危険不担保	—	31
P T A (施設)	83.			
P T A (受託)	84.			
P T A (個人)	85.	P T A 特約条項	—	31
ウォーム・ハート	— 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項	居宅サービス・居宅介護支援等	任意コンバインドのため、特約種類「施設所有管理者」、「生産物」、「受託者」もご確認ください。また、以下の①から⑥もセットされます。 ① 賠償責任保険追加条項 ② 日付データ処理等に関する不担保追加条項 ③ 事故対応特別費用担保追加条項(除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用) ④ 事故対応特別費用担保追加条項(受託者特約条項用) ⑤ 漏水担保追加条項(施設所有管理者特約条項用) ⑥ 漏水担保追加条項(受託者特約条項用)	32

特約種類または任意コンバインド	特約条項および追加条項 名称	証券表示内容	備 考	ページ
-----------------	----------------	--------	-----	-----

●特約種類に「商賠繁盛」と表示のあるものまたは特約種類「施設」、「生産物」、「請負業者」の『特約条項および担保条件』欄に「商賠繁盛追加」と表示があるものに適用します。適用約款についてはP34をご覧ください。

商 賠 繁 盛	—	商賠繁盛追加条項	商賠繁盛追加条項	—	34
		受託貨物担保追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	受託貨物担保 (期間中支払限度額 主契約の10%・免責7万円)	「商賠繁盛」【運送業】に自動付帯されます。	35
		非所有フォークリフト賠償責任担保追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	非所有フォークリフト賠償責任	「商賠繁盛」【運送業】に自動付帯されます。	36
		施設危険の読み替えに関する追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	施設危険読替に関する追加	「商賠繁盛」【サービス業】に自動付帯されます。	37
		受託物に関する追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	受託物に関する追加	「商賠繁盛」【飲食業】、【販売業】、【サービス業】に自動付帯されます。	37
		傷害見舞費用担保追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	傷害見舞費用	「商賠繁盛」【飲食業】、【製造業】、【販売業】、【サービス業】に自動付帯されます。	38
		借家人賠償責任担保追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	借家人賠償 (保険金額 3 千万円)	—	40
		検査・取片付け費用等担保追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	検査・取片付け費用等担保	—	40
		生産物災害補償追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	生産物災害補償 (Uガード)	—	40
		構内専用車危険担保に関する追加条項 (ゴルフ場用) (商賠繁盛追加条項用)	—	—	41
		火災・破裂・爆発時の補償に関する追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	—	—	41
レジオネラ感染症に関する追加条項 (商賠繁盛追加条項用)	—	—	42		
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項 (商賠繁盛 IT 事業用)	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項 (商賠繁盛用)	—	42		
ビルメンテナンス	—	ビルメンテナンス業者追加条項	ビルメンテナンス業者追加条項	1. 任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「請負業者」、「受託者」・「生産物」(付帯契約のみ)もご確認ください。 2. 証券上の特約種類に「生産物」の表示がある場合は「ビルメンテナンス業者追加条項 (生産物特約条項用)」を適用します。	43
		ビルメンテナンス業者追加条項 (生産物特約条項用)	ビルメンテナンス業者追加条項 (生産物特約条項用)		43
油 種 混 合 (コ ン タ ミ)	—	コンタミネーションリスク担保追加条項	コンタミネーションリスク担保	任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「請負業者」・「生産物」・「受託者」もご確認ください。	44
		複数特約条項共通保険金額追加条項 (コンタミネーションリスク担保追加条項用)	複数特約共通保険金額追加条項		44
シルバ ー 人 材	—	シルバー人材センター追加条項	シルバー人材センター追加条項	任意コンバインドのため、賠償責任保険追加条項、特約種類「施設」・「生産物」・「請負業者」・「受託者」もご確認ください。	44

賠償責任保険普通保険約款

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等において使用される用語の説明は、次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等において、別途用語の説明がある場合は、その説明に従います。

用語	説明
売上高	保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	特約条項記載の事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
入場者	保険期間中に、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総入場者を含みます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

- (1) 当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎりあります。
- 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
 - 被保険者が第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
 - 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
 - 被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
 - 前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用
- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
- (3) 1回の事故について、当社が支払うべき(1)①の金額は、次の算式によって得られた額とします。

ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(1)①の損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額

- (4) 当会社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の費用は、次の算式によって得られた額とします。

(1)④の費用 × $\frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額}$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券記載の国または地域（以下「保険証券適用地域」といいます。）において発生した事故に起因する損害にかぎりあります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎりあります。
- (3) この普通保険約款に付帯される特約条項等(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
 - 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
 - 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
 - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第5条（責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。ただし、保険期間が始まった後であって、当会社が、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注） 午後4時
- 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第6条（調査）

当会社は、保険期間中いつでも、事故発生の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- (2)の事実がなくなった場合
 - 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることや妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項について、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に關係のないものであった場合
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払って

たときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実がある場合(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、(1)の事実が発生した時（(1)の事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由による場合は、保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時）から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第9条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づき保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(3)の規定にかかわらず、(2)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第7条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更(注1)する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、ア. 以外によって定められる場合 （ア）変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 $\text{返還保} = \frac{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}}{\text{保険料}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間（注2）}}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}} \right)$ （イ）変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 $\text{追加保} = \frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{保険料}} \times \text{未経過期間（注2）} \times \text{対応する別表に掲げる短期料率}$
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

(注1) 変更
保険契約者または被保険者の申しに基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2) 既経過期間・未経過期間
1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎず）、は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 当社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

(4) 当社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

第11条（保険料の精算）

(1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合において、は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に領収した保険料との間に不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第12条（保険契約の無効・取消し）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還一契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区 分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間（注）}}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}} \right)$ (注) 既経過期間 1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条（保険料の返還一契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第9条（保険契約の解除）(2)または第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間（注）}}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}} \right)$ (注) 既経過期間 1か月に満たない期間は1か月とします。
② 第9条（保険契約の解除）(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

第15条（失効・解除の特例）

(1) 第13条（保険料の返還一契約の無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、ア.について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことが、当社が被った損害の額
② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をするることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または搬送その他の緊急措置を行うことを除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことが、当社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めるときは、当社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当ることができず。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- 保険金請求書
 - 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - その他当社が次の(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合、当社が求めた書類または証拠または証拠を十分に提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払いません。
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発

生の有無および被保険者に該当する事実

- 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① ①①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② ①①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑥までの事項の確認のための調査	60日
④ ①①から⑥までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判別もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間中に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までに期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日とします。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれ支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注1）
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
- (注1) 支払責任額
それぞれ保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 損害の額
それぞれ保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの場合を限度とします。
- 当社が損害の額を全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法

- 行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第22条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことに、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別 表)

短期料率表

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1 か月まで	1/12	7 か月まで	7/12
2 か月まで	2/12	8 か月まで	8/12
3 か月まで	3/12	9 か月まで	9/12
4 か月まで	4/12	10 か月まで	10/12
5 か月まで	5/12	11 か月まで	11/12
6 か月まで	6/12	12 か月まで	12/12

賠償責任保険追加条項

第1章 共通条項

第1条（用語の定義）

この保険契約において、次の①および②に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 医薬品等
薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器（体内に移植されるものにかぎります。）をいいます。
- ② 財物
財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。

第2条（適用の範囲）

- (1) この追加条項は、次の①から⑥までに掲げる特約条項について適用します。
- ① 施設所有管理者特約条項（以下「施設特約」といいます。）
 - ② 昇降機特約条項（以下「昇降機特約」といいます。）
 - ③ 請負業者特約条項（以下「請負業者特約」といいます。）
 - ④ 生産物特約条項（以下「生産物特約」といいます。）
 - ⑤ 受託者特約条項（以下「受託者特約」といいます。）

- ⑥ 自動車管理者特約条項（以下「自動車管理者特約」といいます。）
- ⑦ ①から⑥までの特約条項のほか、事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項（個人関係等特約条項（注）を除きます。）

(注) 個人関係等特約条項

ゴルフ特約、個人特約、ハンター特約、旅館宿泊者特約条項、スポーツ特約、P T A 管理者特約条項、テニス特約、塾生徒特約条項、スキー・スケート特約、自治会活動特約条項、遊漁船利用者特約条項、P T A 特約条項、スキー場入場者特約条項、クレジットカード用ゴルフ保険特約、医師特約条項、医療施設特約条項およびサービス・ステーション傷害担保特約条項をいいます。

- (2) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

第3条（保険金を支払わない場合—原子力危険）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、核燃料物質（注1）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注2）の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注3）の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。

(注1) 核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

(注2) 汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注3) ラジオ・アイソトープ

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合—石綿危険）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合—汚染危険）

- (1) 当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 汚染物質（注1）の排出等（注2）に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質（注1）の排出等（注2）が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。

② 公共水域（注3）への石油物質（注4）の排出等（注2）に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のア、およびイ、に掲げる賠償責任を含みます。

ア、水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任

イ、水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

- (2) 当会社は、直接であると同接であるを問わず、次の①および②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

① 汚染物質（注1）の排出等（注2）が発生した場合（注5）において、その汚染物質（注1）の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和、拡大または拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質（注1）の排出等（注2）が急激かつ偶然に発生した場合、この規定を適用しません。

② 公共水域（注3）への石油物質（注4）の排出等（注2）が発生した場合（注5）において、その石油物質（注4）の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和、拡大または拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用

(注1) 汚染物質

固形状、液形状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質（注4）、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

(注2) 排出等

排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

(注3) 公共水域

海、河川、湖沼または運河をいいます。

(注4) 石油物質

次に掲げるものをいいます。

ア、原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タールの石油類

イ、アに記載の石油類より誘導される化成品類

ウ、アまたはイ、に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ

(注5) 排出等が発生した場合

そのおそれのある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—専門職業危険）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。）が行う次のア. からエ. までの仕事に起因する賠償責任
- ア. 医療行為
- イ. おんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
- ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- エ. 身体美容または整形
- ② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

第7条（1事故の定義）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時すべて発生したものとみなします。
- (2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、(1)の規定は適用しません。

第8条（被保険者相互間の関係）

- (1) この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、それぞれの被保険者に対して個別にこれを適用せず、被保険者相互を他人とみなしません。
- (2) この保険契約が、次の①から④までのすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約の加入者（その団体の構成員として保険契約申込書またはその付属書類に明記された者をいいます。）毎に、(1)の規定を適用するものとします。
- ① 当社の定める団体の基準に該当すること。
 - ② 団体の代表者が保険契約者であること。
 - ③ 団体の構成員が被保険者であること。
 - ④ 1保険証券で契約された保険契約であること。
- (3) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

第9条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のためにその供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金を既に支払った条項(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の貸付金（利息を含みます。）が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

第10条（短期契約の取扱い）

- (1) この保険契約の保険期間が1年未満の場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ.（ア）および（イ）の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\text{返還保険料} = \left(\begin{array}{cc} \text{変更前の} & \text{変更後の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}} \right)$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\text{追加保険料} = \left(\begin{array}{cc} \text{変更後の} & \text{変更前の} \\ \text{保険料} & \text{保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{未経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}}$$

- (2) この保険契約の保険期間が1年未満の場合は、普通約款第13条（保険料の返還一契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに第14条（保険料の返還一契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}} \right)$$

（注） 月数

1 か月に満たない場合は、1 か月とします。

第11条（告知義務規定の読み替え）

- (1) この保険契約の保険証券に記載された被保険者が個人の場合（被保険者が複数の場合において、被保険者が個人以外の者が含まれるときを除きます。）は、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）に記載事項」および「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。

- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）に記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。以下同様とします。

第12条（通知義務規定の読み替え）

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項に変更を生じさせる事実（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（注）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加（注）が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注）が生じた時から解除がなされた時まで既に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加（注）をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- （注） 危険増加
告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

第2章 施設所有管理者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に施設特約が付帯されている場合に、施設特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および施設特約の規定を適用します。

第2条（展示自動車の取扱い）

施設特約第2条（保険金を支払わない場合）②の自動車には、販売、リース等を目的として展示を行っている自動車を含みません。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

第3条（確定精算の省略）

- (1) 施設特約第1条（事故）の仕事が、行事、催し、娯楽等（以下「行事等」といいます。）である場合は、普通約款の用語の説明において定める入場者の規定にかかわらず、入場者を、保険期間中に有料・無料を問わず行事等に参加する予定入場者（被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除き、実績、事業計画等に基づき定める人員をいいます。以下「予定入場者」といいます。）とすることができます。
- (2) (1)の規定により保険料を予定入場者に対する割合によって定める場合は、保険契約申込書に定める保険料区分は確定保険料とします。
- (3) (1)および(2)の規定による場合は、普通約款第11条（保険料の精算）(1)および(3)ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。
- (4) 他の特約条項または追加条項において、本案に係る別の規定がある場合は、その規定は本案に優先して適用されるものとします。

第3章 昇降機特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に昇降機特約が付帯されている場合に、昇降機特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および昇降機特約の規定を適用します。

第2条（責任限度）

当会社が昇降機特約に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①に規定する損害賠償金の範囲は、1回の事故について、保険証券記載の昇降機の数にかかわらずなく、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4章 請負業者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に請負業者特約が付帯されている場合に、請負業者特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および請負業者特約の規定を適用します。

第2条（下請負人の取扱い）

普通約款および請負業者特約に規定する被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。ただし、保険証券記載の被保険者の下請負人として行う業務にかぎり、そ

の下請負人は普通約款および請負業者特約に規定する被保険者に含まれるものとします。

第3条（工事場内建設用工作車の取扱い）

- (1) 工事場（注1）内および施設内における建設用工作車（注2）は、請負業者特約第2条（保険金を支払わない場合）④の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車（注2）の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車（注2）に自賠責保険（注3）の契約を締結すべしもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、当会社は、その損害の額がその自賠責保険（注3）および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- (3) 当会社は、自賠責保険（注3）および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

（注1）工事場

被保険者が主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

（注2）建設用工作車

次に掲げるものをいいます。ただしダンプカーを含みません。

ア、ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアール）、ロードローラー、除雪用スノーブロー

イ、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー

ウ、ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤ、発電機自動車

エ、コンクリートポンプ、ウォンドリフ、フォークリフトトラック、クレーンカー

オ、ア、からエ、までのものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター

カ、ターナロッカー

キ、コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

ク、その他ア からキ、までに類するもの

（注3）自賠責保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいひ、責任共済を含みません。

第4条（管理財物の範囲）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは次の①から④までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
- ② 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物および賃貸借契約により被保険者が借借している施設を含みます。）または支給された財物（支給された賃料および機材を含みます。）
- ③ 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から受託している、または預かっている財物
- ④ 被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）

第5章 生産物特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に生産物特約が付帯されている場合に、生産物特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および生産物特約の規定を適用します。

第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物特約第1条（事故）に規定する生産物または同条に規定する仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物に生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物（以下「完成品」といいます。）を損壊したことにより、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の仕事とは、生産物特約第1条（事故）②に規定する仕事のうち、財物の製造または販売過程における設計、加工、組立、表示等の仕事にかぎります。
- (3) 当会社は、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 次の①から④までに掲げる追加条項を付帯する保険契約に対しては、(1)の規定を適用しません。
 - ① 商船緊急追加条項
 - ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
 - ③ シルバー人材センター追加条項
 - ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
 - ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）

第3条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物特約第1条（事故）①に規定する生産物が製造機械等（注1）または製造機械等の制御装置（注2）（以下「製造機械等」といいます。）である場合において、製造機械等により製造・加工される財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の

損壊に起因する損害（製造品・加工品の色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことに起因する損害を含みます。）について被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）製造機械等

他の財物を製造、生産または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。

（注2）制御装置

製造機械等を目的の状態とするために操作または調整を行うものをいい、制御機械、制御装置その他これらに類似のものを含みます。

- (2) 次の①から④までに掲げる追加条項を付帯する保険契約に対しては、(1)の規定を適用しません。

- ① 商船緊急追加条項
- ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
- ③ シルバー人材センター追加条項
- ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
- ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）

第4条（医薬品等の取扱い—その1）

- (1) 本条は、生産物特約第1条（事故）に規定する生産物が、医薬品等である場合にかぎり適用されます。
- (2) 生産物特約第1条（事故）に規定する事故が発生した場合において、その事故の発生時点を客観的に把握することができないときは、被害者が、被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③までに掲げる医薬品等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 薬事法上の医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するもの
 - ② 人体薬である動物薬であるを問わず、妊娠関係薬（経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等）、妊娠促進剤およびこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等
 - ③ D E S（ジエチルステルベストロール系製剤）
- (4) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から④までに掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① クロラムフェニコール系製剤による聴力障害
 - ② アミノグリコサイド系製剤による聴力障害
 - ③ 筋肉注射による筋拘縮症
 - ④ キノホルムによるスモン
 - ⑤ 経口血糖降下剤による低血糖障害
 - ⑥ 後天性免疫不全症候群（A I D S）に起因するすべての身体の障害
 - ⑦ リトリアトファンに起因する身体の障害
 - ⑧ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊
 - ⑨ 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害
- (5) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 妊娠の異常、卵巣もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的異常もしくは疾病
 - ② 他の医薬品等の原料として被保険者が製造または販売した医薬品等に起因して当該他の医薬品等自体に生じた財物損壊

第5条（医薬品等の取扱い—その2）

- (1) 本条は、生産物特約第1条（事故）に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）（以下「請求ベース追加条項」といいます。）が付帯されている場合に限り適用されます。
- (2) 被保険者が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」といいます。）から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が機構に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が機構に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時を被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。
- (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 請求ベース追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、既に他の医薬品等の製造・販売会社を相手として製造物責任訴訟が提起されているものと同一の事由による損害賠償請求
 - ② 請求ベース追加条項第1条（当会社の支払責任）(1)に規定する遡及日において、被保険者が、損害賠償請求が提起された日のある身体の障害が発生していたことを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）におけるその身体の障害と同一原因の身体の障害

第6条（保険金を支払わない場合—効能不発揮損害）

- (1) 本条は、生産物特約第1条（事故）の生産物が次の①から④までのいずれかに該当する場合に適用されます。
 - ① 医薬品等
 - ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に規定する農薬
 - ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物がその意図された効能または性能を発揮し

なかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。

第6章 受託者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に受託者特約が付帯されている場合に、受託者特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および受託者特約の規定を適用します。

第2条（受託物の範囲）

受託者特約第1条（当会社の支払責任）に規定する受託物は、財物にかぎるものとし、保険証券記載の有無にかかわらず、次に掲げるものを含みません。

- ① 土地（地盤および土木構造物を含みません。）
- ② 建物
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

第3条（保険金を支払わない場合—修理加工危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊（技術の拙劣による仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任

第4条（保険金を支払わない場合—紛失危険）

当会社は、受託者特約第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、直接であると間接であるを問わず、被保険者が受託物の紛失（受託物を誤って配送したことによる紛失を含みます。）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—冷凍・冷蔵危険）

冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫（財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。以下「冷凍・冷蔵倉庫」といいます。）内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫外で保管される受託物について、当会社は、次の①から③までに掲げる受託物の損壊（注1）に起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、冷凍・冷蔵倉庫において火災または爆発もしくは破裂（注2）が発生した場合を除きます。

- ① 冷凍・冷蔵装置（注3）の電気的・機械的事故（注4）に起因する受託物の損壊（注1）
 - ② 冷凍・冷蔵装置（注3）の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（注1）
 - ③ 冷凍・冷蔵装置（注3）からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等に起因する受託物の損壊（注1）
- （注1） 損壊
滅失、損傷および汚損をいい、腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由を含みます。
- （注2） 爆発もしくは破裂
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （注3） 冷凍・冷蔵装置
これらの付属装置を含みます。
- （注4） 電気的・機械的事故
電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。

第7章 自動車管理者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に自動車管理者特約が付帯されている場合に、自動車管理者特約について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および自動車管理者特約の規定を適用します。

第2条（ジャッキアップ担保）

当会社は、自動車管理者特約第3条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、自動車管理者特約第1条（当会社の支払責任）に規定する自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が次の①から③までの損傷について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① ジャッキアップ、リフトアップその他類似の作業によって生じた自動車の損傷
- ② ホンネット開閉作業によって生じた自動車の損傷
- ③ ワイパーブレードの操作・取扱いによって生じた自動車のフロントガラスの損傷

特 約 条 項 一各特約共通一

この契約に適用する特約条項・追加条項は下記特約条項および追加条項のうち保険証券上または付属別紙に表示されたものです。
(但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、目次をご確認ください。)

保険料分割払特約条項（一般用）

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用 語	説 明
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- 1 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 2 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回分割保険料領収前事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- 1 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合、指定口座締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害金融機関口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- 2 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れなければなりません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- 1 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の相当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 2 (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- 1 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 2 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（追加保険料の払込み）

- 1 当会社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。以下同様とします。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同

条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。

- 4 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- 1 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が分割保険料を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①ア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イ. による解除の場合は、次回払込期日

- 2 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事 由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ. 保険料がア. 以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料

解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料分割払特約条項（大口用）

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、同条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特例）

- 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以降到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料（以下この条において「追加保険料等」といいます。）を遅滞なく払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりです。以下同様とします。）、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料等の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料等領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
--------------------	--

② 解除の効力が生じる時	ア ①ア. による解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イ. による解除の場合は、次回払込期日
--------------	---

- 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア. 保険料が、賞金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ. 保険料がア. 以外によって定められる場合 未經過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

- 解除
⑤の場合を除きます。
- 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料
解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
- 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとし、

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払）

- 1) 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うこととします。
- 2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎりず。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- 1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- 1) 当会社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が滞遅なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- 3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎりずのとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。
- 4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条（保険料の返還）

- 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第5条（準用規定）

- この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

- この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注） 引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行方事項）

- 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象もしくは保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全

- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

- この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

- この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

- この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約の適用）

- 1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- 2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- 1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることを行うものとしてします。
- 2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日まで初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- 1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- 2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
- 4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

第4条（解除—初回保険料不払の場合）

- 1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- 2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

- この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

日付データ処理等に関する不担保追加条項

第1条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると同接であると問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、それらの事由が実際に発生したと認められる場合にかぎりず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害についても、保険金を支払わないものとします。
- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連する、次のア、からカ、までに掲げるもの（これを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。以下「コンピュータ」といいます。）の作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）

- ア、コンピュータおよびその周辺機器
イ、ソフトウェア（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム、データその他これらに類するものをいいます。）
ウ、コンピュータネットワーク
エ、マイクロプロセッサ等の集積回路
オ、上記ア、からエ、までのいずれかに類する機器または部品
カ、形態を問わず、ア、からオ、までのいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能
- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由（潜在的なものであると現実的に生じているものであると問いません。）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または①に掲げられる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止または中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

保険料の確定に関する追加条項（賠償責任保険用）

第1条（保険料算出の基礎）

- (1) 賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④までのものをいいます。

① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払った金額の総額をいいます、その名称を問いません。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、有料・無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収した税込金額の総額をいいます。

④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。

- (2) 当社は、この保険契約の保険料が①①から④までのに掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために①①に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）におけるその金額、人数等を用います。

第2条（確定精算の省略）

当社は、普通約款第11条（保険料の精算）①および③ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

被害者対応費用担保追加条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①または②に掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）に対して、保険金を支払います。

- 被害者の生命または身体を害したことに對する見舞金
- 被害者の生命または身体を害したことに對する見舞品購入費用

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当社が保険金を支払う金額は、1回の事故について、被害者1名につき1万円を限度とし、かつ、保険期間中を通じて50万円を限度とします。

第3条（損害賠償保険等との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）に規定する費用を支出し、かつ、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）①①により支払う損害賠償保険金に充当します。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社が賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）①①に基づき保険金を支払う費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から④までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）を含むものとします。

- 文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。）作成のために要する費用
- 被保険者の役員または使用人の人件費、交通費および宿泊費（ただし、その訴訟が提起されなくとも発生する費用を除きます。）
- 事故の再現実験および原因調査に要する費用（意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。）

- (2) 当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から④までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）に対して、保険金を支払います。

- 事故現場の保存およびその記録に要する費用
- 事故の原因および状況の調査に要する費用
- 事故現場の取り片付けに要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
- 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。）、交通費、宿泊費等の費用

⑤ 通信費

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当社が保険金を支払う金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）④の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社が賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）①①に基づき保険金を支払う費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から④までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）を含むものとします。

- 文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。）作成のために要する費用
- 被保険者の役員または使用人の人件費、交通費および宿泊費（ただし、その訴訟が提起されなくとも発生する費用を除きます。）
- 事故の再現実験および原因調査に要する費用（意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。）

- (2) 当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から④までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）に対して、保険金を支払います。

- 事故現場の保存およびその記録に要する費用
- 事故の原因および状況の調査に要する費用
- 事故現場の取り片付けに要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
- 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。）、交通費、宿泊費等の費用

⑤ 通信費

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当社が保険金を支払う金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）④の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社が賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）①①に基づき保険金を支払う費用には、被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟に対処するために支出した次の①から④までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。）を含むものとします。

- 文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。）作成のために要する費用
- 被保険者の役員または使用人の人件費、交通費および宿泊費（ただし、その訴訟が提起されなくとも発生する費用を除きます。）

でも発生する費用を除きます。)

- ③ 事故の再現実験および原因調査に要する費用（意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みません。）
- (2) 当社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、被保険者が支出した次の①から⑤までに掲げる費用（ただし、社会通念上妥当な費用にかぎりません。）に対して、保険金を支払います。
 - ① 事故現場の保存およびその記録に要する費用
 - ② 事故の原因および状況の調査に要する費用
 - ③ 事故現場の取り片付けに要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
 - ④ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要する人件費（事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。）、交通費、宿泊費等の費用
 - ⑤ 通信費

第2条（当会社の支払限度額）

この追加条項に基づき当社が保険金を支払う金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(4)の規定にかかわらず、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

人格権侵害担保追加条項（施設所有管理者特約条項・昇降機特約条項・請負業者特約条項・生産物特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、この追加条項が付帯される特約条項（施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、請負業者特約条項および生産物特約条項のうち、保険証券に記載された特約条項にかぎりません。以下「特約条項」といいます。）に係る保険証券記載の業務内容に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次の①または②に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。
 - ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
 - ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
- (2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時および場所ならびに被害者（不当行為により被害を受けた個人および組織をいいます。）、損害賠償請求および訴訟の数にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。
- (3) 不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）（ただし、昇降機特約条項においては第3条（保険金を支払わない場合））に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑨までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 宣伝された品質、性能等に適合しないことに起因する賠償責任
- ⑦ 価格表示の誤りに起因する賠償責任
- ⑧ 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

第3条（保険金の支払限度）

- (1) 1回の不当行為について、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険金額1,000万円をもって限度とします。
- (2) 1人の個人または1つの組織が被った不当行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、1被害者につき保険金額100万円をもって限度とし、当社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、保険期間中を通じて、保険期間中の総保険金額1,000万円を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社が第1条（当会社の支払責任）に規定する損害に対して保険金を支払った場合は、保険期間中の総保険金額から、当社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の額を控除した残額をもって、その不当行為発生日以降の保険期間に対する総保険金額とします。

第4条（読み替え規定）

この追加条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用し

ます。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

特 約 条 項 一各特約固有ー

この契約に適用する特約条項・追加条項は下記特約条項および追加条項のうち保険証券上または付属別紙に表示されたものです。
(但し、証券上表示がなく自動付帯される追加条項に関しては、目次をご確認ください。)

施設所有管理者特約条項

第1条 (事 故)

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) の「事故」とは、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備 (以下「施設」といいます。) または保険証券記載の業務遂行 (以下「仕事」といいます。) によって生じた偶然な事故をいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条 (保険金を支払わない場合) ①から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車 (原動機付自転車を含みます。) または施設外における船、車両 (原動機がもたらば人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははらるる液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 仕事の終了後 (仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後) または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任 (被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所から放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

第3条 (普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

漏水担保追加条項 (施設所有管理者特約条項用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、施設所有管理者特約条項 (以下「特約条項」といいます。) 第2条 (保険金を支払わない場合) ③の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたははらるる液体、気体、蒸気等による他人の財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項 (%) (施設所有管理者特約条項用)

※上記 (%) 内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条 (責任限度)

(1) 賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第2条 (損害の範囲および責任限度) (3)の規定にかかわらず、普通約款第1条 (当会社の支払責任) および施設所有管理者特約条項 (以下「特約条項」といいます。) 第1条 (事故) の規定に基づき当会社が支払うべき普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の損害賠償金 (以下「損害賠償金」といいます。) の金額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額) × (縮小てん補割合 %)

(2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額、免責金額または縮小てん補割合が設定されている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小てん補割合により、(1)の規定を適用します。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項 (施設所有管理者特約条項用)

第1条 (保険金額の適用)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) および施設所有管理者特約条項 (以下「特約条項」といいます。) 第1条 (事故) の規定に基づき支払うべき普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、

1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算した金額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項 (施設所有管理者特約条項用)

第1条 (当会社の支払責任)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第2条 (損害の範囲および責任限度) (3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条 (当会社の支払責任) および施設所有管理者特約条項 (以下「特約条項」といいます。) 第1条 (事故) の規定に基づき支払うべき普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①に規定する損害賠償金および同条(1)②から⑥までに規定する費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合にかぎり、その超過額のみを保険証券記載の保険金額 (以下「保険金額」といいます。) を限度として支払います。
- (2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額または免責金額が設定されている場合は、それぞれ別の危険に対応する保険金額および免責金額により、(1)の規定を適用します。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

施設・昇降機特約条項共通保険金額追加条項 (施設所有管理者特約条項用)

第1条 (施設・昇降機共通保険金額)

1回の事故が施設所有管理者特約条項 (以下「施設特約」といいます。) 第1条 (事故) に規定する事故および昇降機特約条項 (以下「昇降機特約」といいます。) 施設特約とあわせて「これらの特約条項」といいます。第1条 (事故) に規定する事故のいずれにも該当する場合は、当会社が賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) 、施設特約第1条 (事故) および昇降機特約第1条 (事故) の規定に基づいて保険金を支払う場合、普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の金額は、1回の事故が施設特約第1条 (事故) に規定する事故および昇降機特約第1条 (事故) に規定する事故のいずれにも該当するときは、普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (3)の規定にかかわらず、その1回の事故について、これらの特約条項に基づき身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害の区分ごとに、その合算額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第2条 (読み替え規定)

この保険契約において、これらの特約条項に共通保険金額追加条項が付帯されているときは、前条の規定中「身体の障害に起因する損害および財物の損壊に起因する損害の区分ごとに、その合算額」とあるのを「身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算した金額」と読み替えて適用します。

第3条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれらの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項 (施設所有管理者特約条項用)

第1条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (当会社の支払責任) および施設所有管理者特約条項 (以下「特約条項」といいます。) 第1条 (事故) に基づき支払うべき普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)①の損害賠償金のうち、財物の使用不能に起因する損害賠償金 (その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。以下「間接損害賠償金」といいます。) については、保険金を支払いません。

第2条 (争訟費用損害の範囲)

普通約款第2条 (損害の範囲および責任限度) (1)②の費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\begin{array}{r} \text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき} \\ \text{間接損害} \\ \text{普通約款第2条} \times \frac{\text{財物の損壊に起因する損害賠償金}}{\text{賠償金}} - \text{賠償金} \\ \text{(1)②の費用} \quad \text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき} \\ \text{財物の損壊に起因する損害賠償金} \end{array}$$

第3条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（被保険者の追加）

(1) この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。ただし、追加被保険者は、記名被保険者の保険証券記載の施設、仕事等にかぎり、被保険者に含まれるものとします。

(2) 当会社は、被保険者相互間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(ロ)の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明における「他人」の規定および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下「普通約款等」といいます。）の規定は、被保険者相互間においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者相互間における他の被保険者を他人に含めるものとします。

第2条（責任限度）

当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(ロ)により支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故についても、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当会社が損害に対して保険金を支払った場合、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行使しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

廃棄物不担保追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者または被保険者以外の者が廃棄したものであることによって生じた他人の身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

祭りに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、神輿の担ぎ手および山車の引き手の身体の障害および財物の損壊に起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

花火に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が花火の残滓せんじによって生じた財物の汚損（この追加条項において、焦げ、焼損その他の損傷を伴わない汚れ、臭いの付着等であり、かつ、その財物の機能に支障をきたさないものをいいます。）に起因する賠償責任を負担することによって被

る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

人材派遣事業に関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（対象とする業務）

施設所有管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に掲げる仕事には、保険証券に記載された業務のほか、被保険者が労働者派遣事業を行っている場合には、派遣労働者が派遣先において行うすべての業務を含みます。ただし、次の①から⑦までの業務を除きます。

- ① 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）に規定する港湾運送の業務および港湾以外の港湾において行われるその業務に相当する業務として政令で定める業務）
- ② 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらに作業の準備の作業に係る業務をいいます。）
- ③ 警備業務（昭和47年法律第117号）に掲げる業務
- ④ 医療関係の業務（注）

（注）医師の業務、歯科医師の業務、薬剤師の業務、保健師、助産師、看護師もしくは准看護師の業務、傷病者の療養のために必要な管理栄養士の業務、歯科衛生士の業務、診療放射線技師の業務または歯科技工士の業務をいいます。

- ⑤ 清掃管理業務、衛生管理業務、運転保守業務、点検整備業務、保全警備業務、ビルマネジメント業務、管理サービス業務その他ビルメンテナンス業務
- ⑥ 旅行に伴う旅程の管理およびこれに直接付随する業務
- ⑦ ①から⑥までのほか、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）以下「労働者派遣法」といいます。）に規定する労働者派遣事業を行ってはいらない業務

第2条（用語の定義）

この追加条項において、次の①または②の用語は、以下の定義に従います。

- ① 労働者派遣事業
労働者派遣法に規定する労働者派遣事業をいいます。
- ② 派遣労働者
被保険者から派遣された労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 稿本、設計書、原稿、原本その他これらに類する財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 骨とつ骨、古文書等の損壊に起因する賠償責任

第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、派遣労働者が派遣先において使用する派遣先の什器、備品、事務機器および通信機器については、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の「使用または管理する財物」とはみなしません。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ベビーシッター・ホームヘルパーに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（免責規定の不適用）

当会社は、被保険者の使用人であるベビーシッターもしくはホームヘルパーが派遣先で借用品、または使用する家財もしくは家屋については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④の規定を適用しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

介護サービスに関する追加条項（施設所有管理者特約条項用）

第1条（免責規定の不適用）

当会社は、被保険者の使用人が派遣先において使用または管理する建物および家財については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④の規定を適用しません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

昇降機特約条項

第1条(事故)

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の「事故」とは、保険証券記載の昇降機を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合の適用除外)

当会社は、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④の規定は、昇降機に積載した他人の財物については、適用しません。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から④まで(④を除きます。)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任

② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任

第4条(普通約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

共通保険金額追加条項(昇降機特約条項用)

第1条(保険金額の適用)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)および昇降機特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)の規定に基づき支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算した金額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項(昇降機特約条項用)

第1条(当会社の支払責任)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(3)および(4)の規定にかかわらず、この事故につき、普通約款第1条(当会社の支払責任)および昇降機特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)の規定に基づき支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩に規定する損害賠償金および(1)⑪から⑬までに規定する費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合にかぎり、その超過額のみを保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度として支払います。

(2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額または免責金額が設定されている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額および免責金額より、(1)の規定を適用します。

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項(昇降機特約条項用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)および昇降機特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)に基づき支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩の損害賠償金のうち、財物の使用不能に起因する損害賠償金(その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。以下「間接損害賠償金」といいます。)については、保険金を支払いません。

第2条(争訟費用損害の範囲)

普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩の費用について、当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{普通約款第2条(1)⑩の費用} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金} - \text{間接損害賠償金}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}}$$

第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項(昇降機特約条項用)

第1条(他の被保険者等との関係)

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の用語の説明における「他人」の規定および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条(被保険者相互間の関係)(1)の規定にかかわら

ず、普通約款ならびに昇降機特約条項およびこれに付帯する他の追加条項(以下「普通約款等」といいます。)の規定は、被保険者相互間においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者相互間における他の被保険者を他人に含めるとします。

第2条(責任限度)

当社が普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩により支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらずなく、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

求償権放棄追加条項(昇降機特約条項用)

第1条(求償権の不行使)

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)および昇降機特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当社が損害に対して保険金を支払った場合は、当社は、普通約款第21条(代位)の規定により当社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に對する権利については、これを行使しません。

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項(%) (昇降機特約条項用)

※上記(%)内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条(責任限度)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条(当会社の支払責任)および昇降機特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(事故)の規定に基づき当社が支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)⑩の損害賠償金(以下「損害賠償金」といいます。)の金額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$\text{(損害賠償金の額} - \text{保険証券に記載された免責金額)} \times \text{(縮小てん補割合} \%)$$

(2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額、免責金額または縮小てん補割合が設定されている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小てん補割合により、(1)の規定を適用します。

第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

請負業者特約条項

第1条(事故)

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の「事故」とは、保険証券記載の仕事を遂行することによって、またはその仕事の遂行のために被保険者が保険証券記載の施設(以下「施設」といいます。)を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から④までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の下請負人およびその使用者の身体の障害に起因する賠償責任

② 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任

ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩壊に起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植木または土地の損壊
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
ウ. 地下水の増減

③ 施設の屋根、樋、扉、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

④ 航空機または自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用もしくは管理(注)に起因する賠償責任

(注) 貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。

⑤ 仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2)

(注1) 仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。

(注2) 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

- ⑥ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑦ じんあいたは騒音に起因する賠償責任

第3条（保険期間の延長）

保険証券に記載された保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者とは、仕事が終了しない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面でご当社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われず、もしくは遅滞した場合または当社が別段の意思表示をした場合は、この規定は適用されません。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

地下埋設物不担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、上・下水道管、ガス管、電線、電話線その他の地下に埋設されている財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

地盤崩壊危険担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が行う同条②に規定する工事（以下「事業」といいます。）に伴い不測かつ突発的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入（以下「地盤の崩壊」といいます。）に起因して、土地、土地の工作物（注）もしくは植物が損壊し、または動物が死傷（以下「財物の損壊」といいます。）したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (注) 基礎、付属物および収容物を含みます。

- (2) 当社は、工事に伴う地下水の増減によって生じる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任限度）

- (1) 保険証券に縮小支払割合が記載されている場合において、この追加条項に基づいて当社が支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、保険証券記載の免責金額を超過する額にその縮小支払割合を乗じた金額とし、保険証券記載の保険金額をもつて限度とします。
- (2) 賠償責任1事故にかかる1被業者の保険金額が記載されている場合においても(1)の規定を適用します。
- (3) 当社が1事故について支払うべき金額および保険期間中に支払うべき金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、同条1①から⑥までの金額を合算して、それぞれ保険証券記載の保険金額をもつて限度とします。
- (4) (2)および(3)に規定する「1事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 無振動工法によらない工事に伴う土の振動に起因する賠償責任
- ② 地下水の増減およびその利用にかける賠償責任
- ③ 地盤の崩壊による道路（注1）、河川または堤防の損壊に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ⑤ 保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任
- ⑥ シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑦ シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任
- ⑧ 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者（注2）が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の損壊に起因する賠償責任
- (注1) その付属物を含みます。
- (注2) その請負業者の下請負者を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、いかなる理由であっても、被保険者が支出した次の①または②に掲げる費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 薬液注入にかかる費用
- ② 設計変更または工事変更のための費用

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

特定業者損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、保険証券記載の仕事を行う場所またはこれに隣接する工区において作業を行う被保険者以外の者もしくはその使用人の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（ONE-WAY・請負業者特約条項用）

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者であって、かつ、発注者グループを構成する者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)および賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明にある「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下「普通約款等」といいます。）の規定は、発注者グループを構成する被保険者と請負業者グループを構成する被保険者との相互間（以下「グループ相互間」といいます。）においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、グループ相互間における他の被保険者を他人に含めるものとします。ただし、これによって普通約款等に規定する当社の保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第3条（用語の定義）

この追加条項において、次の①または②に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 発注者グループ
保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者（建築主等をいいます。以下同様とします。）をいい、下請負人（注）に託る元請負人を含みません。
- (注) 元請負人（発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。以下同様とします。）から、その仕事の全部または一部をさらに請け負う者をいいます。
- ② 請負業者グループ
発注者グループから直接に仕事を請け負う記名被保険者およびその下請負人をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から③までに掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 同一グループに属する被保険者相互間の賠償責任
- ② 仕事の目的物、請負業者グループを構成する者が仕事に用いる機器等の損壊について負担する賠償責任
- ③ 追加被保険者が、請負業者グループを構成する者に対して負担する賠償責任

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（BOTH-WAY・請負業者特約条項用）

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者であって、かつ、発注者グループを構成する者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)および賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明にある「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下「普通約款等」といいます。）の規定は、発注者グループを構成する被保険者と請負業者グループを構成する被保険者との相互間（以下「グループ相互間」といいます。）においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、グループ相互間における他の被保険者を他人に含めるものとします。ただし、これによって普通約款等に規定する当社の保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第3条（用語の定義）

この追加条項において、次の①または②に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 発注者グループ
保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者（建築主等をいいます。以下同様とします。）をいい、下請負人（注）に託る元請負人を含みません。
- (注) 元請負人（発注者から直接に仕事を請け負う者をいいます。以下同様とします。）から、その仕事の全部または一部をさらに請け負う者をいいます。
- ② 請負業者グループ
発注者グループから直接に仕事を請け負う記名被保険者およびその下請負人をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 同一グループに属する被保険者相互間の賠償責任
- ② 仕事の目的物、請負業者グループを構成する者が仕事に用いる機器等の損壊について負担する賠償責任

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（FULL-WAY・請負業者特約条項用）

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名などこれを記載および住所または所在地が記載された者であつて、かつ、請負業者グループを構成する者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。

第2条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)および賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明にある「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下「普通約款等」といいます。）の規定は、被保険者相互間においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者相互間における他の被保険者を他人に含めるものとします。ただし、これによって普通約款等に規定する当会社の保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第3条（用語の定義）

この追加条項において、次の①または②に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 発注者グループ

保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の発注者（建築主等をいいます。以下同様とします。）をいい、下請負人（注）にとつての元請負人を含みます。

（注）元請負人（発注者から直接に仕事を請け負う者を含みます。以下同様とします。）から、その仕事の全部または一部をさらに請け負う者をいいます。

② 請負業者グループ

発注者グループから直接に仕事を請け負う記名被保険者およびその下請負人をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 仕事の目的物、請負業者グループを構成する者が仕事に用いる機器等の損壊について負担する賠償責任

② 請負業者グループを構成する者またはその使用人が、仕事に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任。ただし、追加被保険者が負担する賠償責任を除きます。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

塗装作業に関する追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 飛散防止対策その他の損害発生の予防に必要な措置を講ぜずに行われた塗装（注）作業中において、塗料、防錆剤その他の塗装用材料（以下「塗料等」といいます。）が飛散または拡散したことに起因する賠償責任。ただし、塗装作業に用いる工具、容器等の落下または転倒に伴い塗料等が飛散または拡散したことに起因する賠償責任を除きます。

（注）防錆、防食、防菌、防ばい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。

② 塗装対象物の誤認または塗料等の色の選択もしくは特性等に関する判断の誤りに起因する賠償責任

③ 塗装対象物自体を損壊したことに起因する賠償責任

第2条（普通約款等との関係）

(1) この追加条項を付帯する保険契約に作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）を付帯する場合は、前条③の規定は適用しません。

(2) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

作業対象物担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（作業対象物担保）

当会社は、賠償責任保険追加条項第4章請負業者特約条項に係る条項第4条（管理財物の範囲）④の規定にかかわらず、被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分であり、他人が所有するものにすぎません。以下「作業対象物」といいます。）の損壊について、被保険者が法定上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（作業対象物から除外される財物）

前条に掲げる作業対象物には、次の①から③までに掲げる財物を含みません。

- ① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、橋本、設計書、ひな型その他これらに類する財物
- ② 仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物
- ③ 運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から④までおよび請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①からの④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害のほか、次の①から④までに掲げる事由に起因する作業対象物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 作業箇所の誤り
- ② 寸法の誤り
- ③ 材料、材質、機械設備またはその部品の選定誤り
- ④ 仕上げ不良

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

請負業者特約条項包括契約追加条項

第1条（当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲）

(1) 保険契約者は、被保険者が行う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）のすべてをこの保険契約の対象にするものとし、当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従い、被保険者に対して保険金を支払ふものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者が一部の仕事についてのこの保険契約の対象から除外したい場合には、その仕事の着手前に当会社に通知し、かつ、当社がこれを承認した場合には、その通知のあった仕事をこの保険契約の対象から除外できるものとします。

第2条（保険期間）

この追加条項において、特約条項第3条（保険期間の延長）の規定を適用しません。

第3条（保険責任の始期および終期）

第1条（当会社の支払責任および対象となる仕事の範囲）(1)に係る当会社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、この保険契約の保険期間の開始前および終了後については除きます。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)の金額は、同条③の規定にかかわらず、1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算した金額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠払い追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)に規定する損害賠償金および同条(1)(2)から④までに規定する費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合にかぎり、その超過額のみを保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度として支払います。

(2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額または免責金額が設定されている場合は、それぞれ危険に対応する保険金額および免責金額のうち、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）（に基づき支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)の賠償金額のうち、財物の使用不能に起因する損害賠償金（その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。以下「間接損害賠償金」といいます。）については、保険金を支払いません。

第2条（争訟費用賠償の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(X)の費用について、当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{普通約款第2条} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき 間接損害 財物の損壞に起因する損害賠償金} - \text{賠償金}}{\text{(1)①の費用} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき 財物の損壞に起因する損害賠償金}}{\text{賠償金}}}$$

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（被保険者の追加）

- この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者（以下「追加被保険者」といいます。）を含みます。ただし、追加被保険者は、記名被保険者の保険証券記載の施設、仕事等にかぎり、被保険者に含まれるものとします。
- 当会社は、被保険者相互間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（責任限度）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（請負業者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当会社が損害に対して保険金を支払った場合は、当会社は、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券に記載の者に対する権利については、これを行いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ % ）（請負業者特約条項用）

※上記（ % ）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

- 賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）および請負業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金（以下「損害賠償金」といいます。）の金額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。
(損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額) × (縮小てん補割合 %)

- この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額、免責金額または縮小てん補割合が設定されている場合は、それぞれの危険に対応する保険金額、免責金額または縮小てん補割合により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物特約条項

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、次の①または②に掲げる事故をいいます。

- 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に生じた偶然な事故
- 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の終了後（仕事目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事目的物の損壞（生産物または仕事目的物の

の一部のかしによるその生産物または仕事目的物の他の部分の損壞を含みます。）自体の賠償責任（その生産物もしくは仕事目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）

- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

第3条（保険適用地域）

この特約条項は、第1条（事故）の事故により、他人の身体の障害または財物の損壞が、日本国内で発生した場合についてのみ適用します。

第4条（回収措置の実施と回収費用）

- 被保険者は、第1条（事故）の事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。
- 被保険者が、正当な理由なく回収措置を怠った場合は、当会社は、その措置を講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
- 生産物もしくは仕事目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置が講じられた場合であっても、当会社は、被保険者が支出した否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金支払の限度）

- 当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、同条(3)の規定にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額（以下「総保険金額」といいます。）を限度とします。
- 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第6条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）（自動付帯）（生産物特約条項用）

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

賠償責任保険追加条項第5章第3条（保険金を支払わない場合—不良製造品・加工品損害）の規定にかかわらず、保険証券記載の生産物が製造機械等または製造機械等の制御装置（以下「製造機械等」といいます。）である場合において、被保険者が製造機械等により製造・加工される財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壞に起因する損害（製造品・加工品の色、形状、性能、効能等が本来意図したものや違うことに起因する損害を含みます。）について賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（責任限度）

- 当会社がこの追加条項に基づいて保険金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に10%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に10%を乗じて得た額をもって限度とします。

- (1)に規定する限度額は、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとします。この追加条項が付帯された生産物特約条項により当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、いかなる場合も、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中の総保険金額を限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（50%）（生産物特約条項用）

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）第2条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に50%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に50%を乗じて得た額をもって限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良製造品・加工品損害担保追加条項（100%）（生産物特約条項用）

第1条（不良製造品・加工品損害担保）

不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）第2条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に100%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に100%を乗じて得た額をもって限度とします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険

普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（10%）（自動付帯）（生産物特約条項用）

第1条（不良完成品損害担保）

賠償責任保険追加条項第5章第2条（保険金を支払わない場合—不良完成品損害）の規定にかかわらず、被保険者が完成品の損壊に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 前条の規定にかかわらず、当会社は、生産物自体以外の部分の完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能な場合は、完成品に損壊が生じていないものとみなし、その完成品に係る損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社は、生産物自体の損壊自体の賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（責任限度）

(1) 当会社がこの追加条項に基づいて賠償金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に10%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に10%を乗じて得た額をもって限度とします。

(2) (1)に規定する限度額は、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中の総保険金額に含まれるものとします。この追加条項が付帯された生産物特約条項により当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、いかなる場合も、保険証券記載の1事故保険金額および保険期間中の総保険金額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（50%）（生産物特約条項用）

第1条（不良完成品損害担保）

不良完成品損害担保追加条項（10%）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に50%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に50%を乗じて得た額をもって限度とします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

不良完成品損害担保追加条項（100%）（生産物特約条項用）

第1条（不良完成品損害担保）

不良完成品損害担保追加条項（10%）第3条（責任限度）(1)の規定にかかわらず、この追加条項により、当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の1事故保険金額に100%を乗じて得た額を限度とし、かつ、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額に100%を乗じて得た額をもって限度とします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が被った次の①または②に掲げる損害にかぎり、保険金を支払います。

① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して、日本国内において保険証券記載の遡及日以降に発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の終了後（仕事目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して、日本国内において保険証券記載の遡及日以降に発生した事故につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時によってなされたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っている場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）、当会社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の身体的状況を、書面により当会社に通知しなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(1)の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（当会社の支払責任）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。

第4条（読み替え規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します。

① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の規定中「前条に掲げる事故」とあるのは「損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）に掲げる事故」

② 第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の損害賠償請求」

③ 第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料額引前前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料額引前前になされた損害賠償請求による損害」

④ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」

⑤ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」

⑥ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

⑦ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求」

⑧ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」

⑨ 第9条（保険契約の解除）(4)の規定中「事故が発生した後になされた」とあるのは「請求がなされた後に行われた」とおよび「解除がなされた時までに発生した事故」とあるのは「解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求または請求一告知、普通事項等の承認の場合」(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」

⑩ 第10条（保険料の返還または請求一告知、普通事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」

⑪ 第10条（保険料の返還または請求一告知、普通事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料額引前前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料額引前前になされた損害賠償請求による損害」

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

効能不発揮損害不担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったこと起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

共通保険金額追加条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金額の適用）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払うべき保険金の額は、1回の事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算した金額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第2条（総保険金額の適用）

当会社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払うべき保険金の額は、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

費用内枠引追加条項（生産物特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)および(4)の規定にかかわらず、当会社は、1回の事故につき、普通約款第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）の規定に基づき支払うべき

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(㉑)に規定する損害賠償金および同条(1)②から⑥までの費用の合算額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過額のみを保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度として支払います。

(2) この保険契約において、危険の種類に応じて異なる保険金額または免責金額が設定されている場合は、それぞれ危険に対応する保険金額および免責金額により、(1)の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

交差責任担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（他の被保険者との関係）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の説明における「他人」の規定および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にかかわらず、普通約款（以下「生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項（以下「普通約款等」といいます。）の規定は、各被保険者間においては別個にこれを適用し、普通約款等の規定において、被保険者相互間における他の被保険者を他人に含めるものとし、

第2条（責任限度）

当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても、1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款等の規定を適用します。

間接損害不担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（損害の範囲）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①に規定する損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金に関しては、直接の復旧費用に係る損害賠償金にかぎり保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金（その財物の使用不能がなければ得たと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）については、保険金を支払いません。

第2条（費用の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)④の費用について、当社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。

$$\frac{\text{前条の規定により当社が保険金を支払うべき直接の復旧費用に係る損害賠償金}}{\text{被保険者が被害者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金}} \times \text{普通約款第2条(1)④の費用}$$

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（生産物特約条項用）

第1条（被保険者の追加）

(1) この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に氏名または名称および住所または所在地が記載された者を含みます。ただし、記名被保険者の保険証券記載の生産物、仕事等にかぎり、被保険者に含まれるものとし、

(2) 当社は、被保険者相互間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（責任限度）

当社が保険金を支払うべき金額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（生産物特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当社が損害に対して保険金を支払った場合は、当社は、普通約款第21条（代位）の規定により当社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券記載の者に對する権利については、これを行いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（%）（生産物特約条項用）

※上記（%）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、当社が支払うべき同条(1)①の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(\text{同条(1)①の損害賠償金の額} - \text{保険証券に記載された免責金額}) \times (\%)$$

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

エンジン焼付損害縮小てん補追加条項（1/2）（生産物特約条項用）

第1条（責任限度）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、被保険者の保険証券記載の業務遂行の結果に起因して生じた自動車のエンジン焼付によるそのエンジン自体の損壊に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害について、この追加条項が付帯された生産物特約条項（以下「特約条項」といいます。）の規定に基づき当社が保険金を支払う場合は、当社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過額の2分の1のみを支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

エンジン焼付損害不担保追加条項（生産物特約条項用）

第1条（責任限度）

当社は、被保険者の保険証券記載の業務遂行の結果に起因して生じた自動車のエンジン焼付によるそのエンジン自体の損壊に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

受託者特約条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が次の①または②の間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券記載の目的に従って管理施設外で管理されている間

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥まで（⑥を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは戸、窓、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

第3条（責任限度額）

- (1) 当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被害受託物が、損害を生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとし、
- (2) 当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、

同条(3)の規定にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額（以下「総保険金額」といいます。）を限度とします。

- (3) 当社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

漏水管担保追加条項（受託者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、受託者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れまたは沁入による液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

冷蔵倉庫業者用追加条項（受託者特約条項用）

第1条（用語の定義）

- (1) 受託者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社の支払責任）に規定する次の①から⑥までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 保険証券記載の受託物
冷蔵倉庫寄託契約により被保険者が受託する冷蔵物（以下「受託物」といいます。）をいいます。
 - ② 損壊
冷蔵倉庫（冷蔵機械等の機器を含みます。）の欠陥または被保険者が職務上相当な注意を払わなかったことによる受託物の損壊をいひ、変質、腐敗または品質の低下を含みます。
 - ③ 紛失
受託物の誤出庫または名義変更手続上の過失による受託物の紛失のみをいひ、原因不明の数量不足等、他の事由による受託物の紛失を含みません。
 - ④ 盗取
受託物の盗取をいひ、詐取を含みません。
 - ⑤ 受託物について正当な権利を有する者
冷蔵倉庫寄託契約における寄託者（以下「寄託者」といいます。）をいいます。
 - ⑥ 保険証券記載の保管施設
保険証券またはこれに付属する明細書に記載された冷蔵倉庫（以下「付保倉庫」といいます。）をいいます。
 - ⑦ 保険証券記載の目的に従って保管施設外で管理されている間
倉出しまたは倉入れ作業の通常の過程として一時的に倉庫外で管理されている間をいいます。ただし、受託物が付保倉庫の所在する構内にある場合にかぎります。
- (2) この追加条項において、次の①および②に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 誤出庫
受託物が第三者に誤って引き渡されることをいいます。
- ② 名義変更手続
被保険者と寄託者との間で書類により行われる名義変更手続をいひ、電話または口頭によるものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥まで（ただし、④を除きます。）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 火災による冷凍装置の破壊変調によって起きた温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ② 受託物が寄託者に引き渡された後に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ③ 加工を目的として受託した受託物が加工中に損壊したことに起因する賠償責任
 - ④ 日常の使用または運転に伴う冷蔵倉庫、機械、設備装置等の摩滅、消耗または劣化に起因する賠償責任。ただし、これらの事由により急激かつ偶然的事故が発生した場合を除きます。
 - ⑤ 原因を問わず、冷蔵倉庫、機械、設備装置等の腐食、さびまたは侵食に起因する賠償責任。ただし、これらの事由により急激かつ偶然的事故が発生した場合を除きます。

第3条（損害賠償金）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額（以下「損害賠償金」といいます。）は、被害受託物に被害が生じた地および時（ただし、発生時期が不明のときは発見時）において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額（以下「時価」といいます。）を超えないものとします。ただし、被保険者と寄託者との間で、あらかじめ受託物につき価額の約定（この価額を超えない「寄託価額」といいます。）がなされており、時価がこの寄託価額を超えるときは、寄託価額を超えないものとします。
- (2) (1)の時価には、もし被害を受けていなければ寄託者が得たであろう利益を含みません。

第4条（自己貨物がある場合の特例）

- (1) 被保険者が、受託物と同種の自己所有冷蔵物（以下「自己貨物」といいます。）を管理している間に事故が発生した場合において、その被害物につき、受託物と自己貨物とを明確に判別し得ないときは、当社は、その被害物全体の時価に対し、(2)に定める受託比率を乗じた額をもって、損害賠償金を算出します。

- (2) (1)の受託比率とは、事故発生直前の付保倉庫における被害物と同種の受託物および自己貨物の合計在庫価額に対する被害物と同種の受託物の在庫価額の割合をいいます。

- (3) (1)および(2)の規定は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②および③についてもこれを準用します。

第5条（損害防止軽減費用）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)③の費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）は、次に規定する費用にかぎります。

保険期間中に受託物が特約条項第1条（当会社の支払責任）①または②の間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取された場合において、受託物の損害の発生および拡大の防止に要した費用のうち、必要かつ有益であったと認められる費用。ただし、次の①および②の費用を除きます。

- ① 冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等の補修または改善に要する費用
 - ② 受託物の避難のため、他の倉庫を借りた場合の保管料。この保管料については、被保険者が直接支払ったか否かを問いません。
- (2) 損害防止軽減費用は、倉庫棟毎の保険金額の範囲内でかつ1回の事故につき500万円を限度とします。

第6条（緊急措置費用の不承担）

この追加条項においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑥の規定は適用しません。

第7条（責任限度）

- (1) 当社が支払うべき損害賠償金および損害防止軽減費用に係る金額（以下「責任限度額」といいます。）は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）③および④の規定にかかわらず、1回の事故について、次の算式により算出した額とします。

$$\text{責任限度額} = (\text{損害賠償金} + \text{損害防止軽減費用}) \times \text{縮小めん補割合} - \text{免責金額}$$

- (2) (1)の縮小めん補割合は、次の①から③までに掲げる割合とします。

- ① 次条（誤出庫の場合の特例）に規定する損害
80%
- ② 生業の損壊に起因する損害（ただし、その損害が①に規定する損害に該当する場合には、重複して適用しません。）
80%
- ③ ①または②以外の損害
100%

- (3) (1)の免責金額は、次の①または②に掲げる金額とします。

- ① 次条（誤出庫の場合の特例）および第9条（名義変更手続上の過失の場合の特例）に規定する損害
40万円
 - ② ①以外の損害
20万円
- (4) 次条（誤出庫の場合の特例）および第9条（名義変更手続上の過失の場合の特例）に規定する損害に対する(1)の責任限度額は、1回の事故について、かつ保険期間中を通じて保険証券記載の保険金額または1,500万円のいずれか低い金額を限度とします。
- (5) 保険金額が1棟の公称冷蔵設備能力容積1立方メートルにつき2万円未満で設定されている場合は、当社は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\text{保険金支払額} = (1) \text{の責任限度額} \times \frac{1 \text{棟の公称冷蔵設備能力容積}}{1 \text{立方メートルあたりの保険金額}} \times 2 \text{万円}$$

ただし、事前に当社が承認した場合には、この規定は適用しません。

第8条（誤出庫の場合の特例）

- (1) 当社は、誤出庫により受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、寄託者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- (2) 当社は、誤出庫の事実、日時、数量もしくは誤出庫先が被保険者の書類により確認できない場合、または、誤出庫が最後に行われた日から30日を経過した後には当社に事故の通知がなされた場合は、(1)の損害に対しては、保険金を支払いません。
- 第9条（名義変更手続上の過失の場合の特例）**

- (1) 当社は、名義変更手続上の過失により受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、寄託者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、事故の原因となった名義変更手続が最後に行われた日から30日を経過した後には当社に事故の通知がなされた場合は、(1)の損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（付保倉庫の改築・修繕の場合の通知）

- (1) 保険期間中に付保倉庫の構造を変更し、もしくはこれを改築・増築し、または引き続き15日以上わたって修繕する場合は、被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、保険証券

- に承認の裏書を請求しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の手続きを怠った場合は、当社は、その事実が発生した時から通知書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の承認を行う場合には、当社は、その定めるところに従い、追加保険料を請求することができます。
- (4) 付保倉庫の改築、増築または修繕を行う事業者は、被保険者には含まれません。

第11条 (法律上の賠償責任)

特約条項第1条(当会社の支払責任)に規定する法律上の賠償責任の発生事由は、冷蔵倉庫寄託約款第40条(非貸券倉庫の場合は第37条)に限定されません。

第12条 (当会社の検査権)

当社は、いつでも付保倉庫、受託物およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。

第13条 (冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等の管理業務)

- (1) 被保険者は、冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等につき、事故の発生を予防するため、整備、点検、保守等の必要かつ適切な管理を行わなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務を違反した場合には、当社は、必要かつ適切な管理によって防止することができたと認められる損害を差し引いて、保険金を支払います。

第14条 (求償権の保全義務)

受託物の損壊が冷蔵倉庫建物、機械、設備装置等に起因している場合、もしくは付保倉庫の改築、増築、修繕工事等に起因している場合で、その事故につき、機械製造業者、改築・増築・修繕工事業者等の第三者が法律上または契約上の責任を負担すべきときは、被保険者は、その第三者に対して損害賠償請求権を行使した後に、普通約款の規定に従い、当社に対して保険金を請求することができるものとします。

第15条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第5条(保険金を支払わない場合—冷凍・冷蔵危険)の規定を適用しません。

第16条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

貴重品等担保追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (当会社の支払責任)

当社は、受託者特約条項(以下「特約条項」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)⑨の規定にかかわらず、被保険者がその保管施設内で管理する貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章もしくはき章(以下「受託貴重品」といいます。))が損壊し、または紛失もしくは盗取(詐欺を含みます。)されたことにより、受託貴重品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (保険金支払額)

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。))第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金額は、被害受託貴重品が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額を超えず、かつ、保険期間中を通じて保険証券記載の保険金額を超えないものとします。

第3条 (損害額の証明)

当社は、被保険者が、損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分については、保険金を支払いません。

第4条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

盗難危険不担保追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (当会社の支払責任)

当社は、受託者特約条項(以下「特約条項」といいます。))第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の受託物(以下「受託物」といいます。))が盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有するものに対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

船舶(ヨット・モーターボート)担保追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (用語の定義)

- (1) この追加条項においてヨット・モーターボートとは、被保険者が保険証券に記載された保管施設内で管理するヨット、セールボート、モーターボート等をいいます。
- (2) (1)のヨット・モーターボートには、これに定着(注1)または装備(注2)されている物(以下「付属品」といいます。))を含みます。
- (注1) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。

(注2) 装備

ヨット・モーターボートの機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。

第2条 (当会社の支払責任)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。))第1条(当会社の支払責任)および第4条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、被保険者が管理するヨット・モーターボートが保険証券記載の保管施設内で管理されている間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、ヨット・モーターボートについて正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- 当社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取(詐欺を含みます。))に起因する賠償責任
 - ② 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間のヨット・モーターボートの損壊または紛失もしくは盗取に起因する賠償責任
 - ③ ヨット・モーターボートが法令に定められた操縦資格を持たない者によって操縦されている間または適に酔った操縦者によって操縦されている間に生じたヨット・モーターボートの損壊または紛失もしくは盗取に起因する賠償責任
 - ④ 台風、せん風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨、高潮その他これらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
 - ⑤ ヨット・モーターボートの船外機のみならずの盗取に起因する賠償責任
 - ⑥ 次のア. からエ. までに掲げる財物の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任
ア. 燃料、船体カバーおよび洗浄用品
イ. 法律、命令、規則、条例等により、ヨット・モーターボートに定着または装備することを禁止されている物
ウ. 通常装飾品とみなされる物
エ. 積載物(付属品を除きます。))

第4条 (当会社の責任限度額)

普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①により、当社が保険金を支払うべき損害賠償金は、事故の生じた地および時における被害ヨット・モーターボートの価額(被害ヨット・モーターボートと同一種類、同年式で同じ損耗度のヨット・モーターボートの市場販売価格相当額をいいます。))を超えないものとします。

第5条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

特定部位等単独損害不担保追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、直接であると同接であるを問わず、次の①から④までに掲げる部位に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの損害が受託物の他の部位に生じた損害と同時に発生した場合を除きます。
- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは球根類
 - ② 切削工具の切削部位、研磨工具の研磨部位、工具類の刃その他これに類する消耗部位
 - ③ 潤滑油、操作油、冷却油、触媒、水処理材その他運転に供される資材
 - ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布またはろ布枠
- (2) 当社は、直接であると同接であるを問わず、金型、型ロールその他型類に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの損害がその他の受託物に生じた損害と同時に発生した場合を除きます。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

風水災危険等不担保追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (当会社の支払責任)

当社は、直接であると同接であるを問わず、暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下、隆起もしくは移動、波浪またはダム、湖沼、貯水池、河川、水路、雨水もしくは地下水の氾濫に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項 (受託者特約条項用)

第1条 (求償権の不行使)

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。))第1条(当会社の支払責任)および受託者特約条項(以下「特約条項」といいます。))第1条(当会社の支払責任)またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当社が損害に対して保険金を支払った場合は、当社は、普通約款第21条(代位)の規定により当社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券記載の者に対する権利については、これを行いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ %）（受託者特約条項用）

※上記（ %）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の事故について、当社が支払うべき同条1(1)の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

（同条1(1)の損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額）×（ %）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに受託者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

自動車管理者特約条項

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、偶発的な事故により被保険者が管理する他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車（以下「自動車」といいます。）を次の①または②に掲げる間に損壊し、または紛失、盗取もしくは詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内に保管されている間
 - ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間
- (2) (1)の「自動車」には、被保険者の法定代理人（注）もしくは使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車を含みません。

(注) 法定代理人

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。

(3) (1)の「自動車」には、これに定着（注1）または装備（注2）されている物を含みます。ただし、次の①から④までに掲げるものを除きます。

- ① 燃料、ボディーカーパーおよび洗車用品
- ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着（注1）または装備（注2）することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

(注1) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りははずせない状態をいいます。

(注2) 装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。

第2条（適用規定の除外）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および第4条（保険金を支払わない場合）④の規定は、この特約条項には適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から④まで（④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
 - ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間に自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ⑥ 修理（点検・整備を含みます。）、板金、塗装等の通常の修理・加工作業工程において、作業の拙劣により生じたその作業対象範囲の損壊（仕上り不良を含みます。）に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。
 - ⑦ 次のア。またはイ。のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ア. 自動車が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間

イ. 自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間

第4条（当会社の責任限度）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により、当社が保険金を支払うべき損害賠償金は、事故の生じた地および時ににおける被害自動車の価額（被害自動車と同一車種・同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

第5条（残存保険金額）

(1) 当社がこの特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金は、同条(3)の規定にかかわらず、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額を限度とします。

(2) 当社がこの特約条項に基づき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、保険証券記載の総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第6条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

下請負人再委託中担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

(1) 当会社は、自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者より再委託する自動車（以下「自動車」といいます。）を保管または管理している間に損壊し、または紛失、盗取もしくは詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が次の①または②の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の法定代理人（注）、使用人または下請負人の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - ② 下請負人、下請負人の法定代理人（注）、使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- (2) (1)の「自動車」には、下請負人の法定代理人（注）、使用人または下請負人の同居の親族が所有する自動車を含みません。

(注) 法定代理人

下請負人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

使用不能損害担保追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）②および同第4条（当会社の責任限度）の規定にかかわらず、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する自動車（以下「自動車」といいます。）を次の①または②に掲げる間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者がその損壊または紛失した自動車（以下「被害自動車」といいます。）の使用不能損害について法律上の賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券に記載された保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者の当該自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（使用不能損害の範囲）

(1) 前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、事故により使用ができなくなった自動車の使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものにかぎります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①または②に掲げる使用不能損害は、前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

- ① 被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害
- ② 事故により使用ができなくなった自動車の使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて3日以内に発生した使用不能損害

第3条（責任限度）

(1) 当社がこの追加条項に基づいて支払う保険金の額は、被害自動車1台について10万円を限度とし、かつ、1回の事故について保険証券に記載された保険金額を限度とします。

(2) 当社が第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払った場合は、保険証券記載の保険期間中の総保険金額から支払った保険金の額を控除した残額が、その保険金の支払に係る事故が発生した時以降の保険期間に対する総保険金額となります。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

求償権放棄追加条項（自動車管理者特約条項用）

第1条（求償権の不行使）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および自動車管理者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）またはこれに付帯する他の追加条項の規定に基づき、当会社が損害に対して保険金を支払った場合は、普通約款第21条（代位）の規定により当会社に移転した債権に係る権利のうち、保険証券記載の者に対する権利については、これを行いません。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

縮めてん補追加条項（％）（自動車管理者特約条項用）

※上記（％）内には、80、85、90、95のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）③の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社が支払うべき同条①②の金額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{（同条①②の損害賠償金の額 - 保険証券に記載された免責金額）} \times \left(\frac{\quad}{\quad} \right) \%$$

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに自動車管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

食中毒・感染症利益担保特約条項（生産物特約条項用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①から③までに掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。
- ② 施設が食中毒の原因となる病原微生物に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置
- ③ 施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置

対象となる感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の①から⑭までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 営業収益
売上高、生産高等、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
- ② 営業利益
営業収益から営業費用（売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等、営業に要する費用をいいます。以下同様とします。）を差し引いた額をいいます。
- ③ 経常費・付保経常費
事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用を経常費といい、そのうち、保険証券に記載された費用を付保経常費とします。
- ④ 収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、てん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ⑤ 喪失利益
事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- ⑥ てん補期間
損失に対する保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、前条①の届出または②もしくは③の措置の行われた時に始まり、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された約定期間を超えないものとします。

- ⑦ 年間営業収益
事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
- ⑧ 標準営業収益
事故発生直前12か月のうち、てん補期間に相当する期間の営業収益をいいます。
- ⑨ 付保項目の合計金額
営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
- ⑩ 利益率
直近の事業年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$$

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、次の①から⑥までのいずれかの事由に起因して発生した事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によるって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

第4条（損失防止義務）

① 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて、保険金を支払います。

② 当会社は、①の損失の発生および拡大の防止に要した費用を負担しません。

第5条（事故の通知）

- ① 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日および場所、事故の状況ならびに第1条（保険金を支払う場合）①の届出または②もしくは③の措置の行われた日時を、遅滞なく、書面当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第6条（保険金の算出）

- ① 当会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①および②の規定にしたがってこれを算出します。
 - ① 喪失利益については、次の算式により得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

$$\text{収益減少額（注）} \times \text{利益率}$$

（注） 収益減少額

標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。

- ② 収益減少防止費用については、直近の事業年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ② 保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が、保険価額（注）より少ない場合は、当会社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$\left(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用} \right) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額（注）}}$$

（注） 保険価額

年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。

- ③ (1)および②の規定にかかわらず、(1)および②の規定により算出した保険金の額がこの特約条項の保険価額を超える場合は、当会社が支払うべき保険金の額が、この特約条項の保険金額をもつて限度とします。

第7条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合は、当会社は、

損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき公平な調整を行うものとします。

第8条（保険金請求の手続）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第18条（保険金請求の手続）(1)の規定にかかわらず、この特約条項において、当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行行使うことができるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行行使うことができるものとします。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 操業状況等報告書
 - ③ 損失および損失の額を確認するものとして、営業収益の計画値および実績値が確認できる書類
 - ④ 支出を免れた経常費の内訳が確認できる書類
 - ⑤ 収益減少防止費用の内訳が確認できる書類
 - ⑥ 直近の事業年度（1年間）の決算書類
 - ⑦ その他当会社が普通約款第19条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできな書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それにより当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金額の自動償元）

当会社がこの特約条項により保険金を支払った場合においても、この特約条項に適用される特約等に別定めがないかぎり、この特約条項の保険金額は減額されません。

第10条（読み替えおよび適用除外）

- (1) この特約条項においては、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)、第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第9条（保険契約の解除）(4)、第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)および(4)、第19条（保険金の支払）(1)、第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）ならびに第21条（代位）(1)の規定中「損害」とあるのは「損失」と読み替えて適用します。
- (2) この特約条項においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および第22条（先取特権）ならびに生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および生産物特約条項の規定を準用します。

旅館特約条項

第1章 施設危険担保条項

第1条（当会社の支払責任）

この担保条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、旅館営業に關し、被保険者が所有もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）または施設における旅館業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 航空機、自動車（原動機付自転車を含みます。）または施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 第2章生産物危険担保条項第1条（当会社の支払責任）に規定する生産物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - ④ 昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が故意または重大な過失によって、法令に違反したことに起因する賠償責任
 - ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壞に起因する賠償責任

第2章 生産物危険担保条項

第1条（当会社の支払責任）

この担保条項において、普通約款第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、旅館営業に關し、被保険者が保険証券記載の施設において販売もしくは提供し、かつ被保険者の占有を離れた飲食物もしくは商品（以下「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物のかしに起因するその生産物の損壞それ自体の賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物に起因する賠償責任

第3章 受託物危険担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）および第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、旅館営業に關し、被保険者が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内で保管または管理する客の財物（一時的に施設外で管理する客の財物を含みます。以下「受託物」といいます。）が、保険期間中に、損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（受託物のみなし）

当会社は、次の①および②の事由について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなし、前条の規定を適用します。

- ① 施設内において客が所持する財物が盗取されたこと。
- ② 客室内、浴場内に設置された更衣所内または洗面所内において客が所持する財物が紛失したこと。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
 - ② 被保険者の使用人が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
 - ③ 客の自動車内にある財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
 - ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壞に起因する賠償責任
 - ⑤ 受託物が客に引き渡された後に発見された受託物の損壞に起因する賠償責任

第4条（責任限度額）

当会社の支払うべき金額は、受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取された地および時において、もしその被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。

第4章 基本条項

第1条（保険金額の適用）

この特約条項の保険金額は、第1章施設危険担保条項第1条（当会社の支払責任）、第2章生産物危険担保条項第1条（当会社の支払責任）、第3章受託物危険担保条項第1条（当会社の支払責任）の各条についてそれぞれ定められるものとします。

第2条（損害の範囲）

- この特約条項において、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
 - ② 他人からの損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使、その他損害を防止軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
 - ③ ②の損害を防止軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に、損害賠償責任のないことが判明した場合、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものとおよび支出について、あらかじめ当会社の書面による同意を得たもの
 - ④ 損害賠償に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ⑤ 当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第3条（責任限度）

- (1) 前条①から⑤までの損害に係る当会社の責任の限度は次のとおりとします。
- ① 前条①の損害賠償金については、その金額が1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額を保険証券記載の保険金額を限度として支払います。
 - ② 前条②から⑤までの費用については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、前条④の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{損害金額}}{\text{前条①の賠償賠償金の額}}$$

- (2) (1)①および②の「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。ただし、同一犯人による盗取の場合であっても、異なる時期または異なる客室で発生したときは別個の事故とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 身体の障害を被った者（以下「被障害者」といいます。）の労働能力の喪失または減少によって、

被害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任

② 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。

③ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第5条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

食中毒・感染症利益担保特約条項（旅館特約条項用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①から③までに掲げる事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき食糧保健所に届出のあったものにかぎります。
- ② 施設が食中毒の原因となる病原微生物に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置
- ③ 施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置

対象となる感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の①から⑩までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 営業収益
売上高、生産高等、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
- ② 営業利益
営業収益から営業費用（売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等、営業に要する費用をいいます。以下同様とします。）を差し引いた額をいいます。
- ③ 経常費・付保経常費
事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用を経常費といい、そのうち、保険証券に記載された費用を付保経常費とします。
- ④ 収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、てん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- ⑤ 喪失利益
事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- ⑥ てん補期間
損失に対する保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、前条①もしくは②の届出または③の処置の行われた時に始まり、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された約定てん補期間を超えないものとします。
- ⑦ 年間営業収益
事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
- ⑧ 標準営業収益
事故発生直前12か月のうち、てん補期間に相当する期間の営業収益をいいます。
- ⑨ 付保項目の合計金額
営業利益および経常費のうち保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
- ⑩ 利益率
直近の事業年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$$

ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}}{\text{営業収益}}$$

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、次の①から⑤までのいずれかの事由に起因して発生した事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

第4条（損失防止義務）

① 保険契約者または被保険者が、事故が発生した場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければならない。保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額を差し引いて、保険金を支払います。

② 当社は、①の損失の発生および拡大に要した費用を負担しません。

第5条（事故の通知）

- ① 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場所、事故の状況、第1条（保険金を支払う場合）①もしくは②の届出または③の処置の行われた日時を、遅滞なく、書面当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく①の義務に違反した場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第6条（保険金の算出）

① 当会社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①および②の規定に従ってこれを算出します。

- ① 喪失利益については、次の算式により得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

$$\text{収益減少額（注）} \times \text{利益率}$$

（注） 収益減少額

標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。

- ② 収益減少防止費用については、直近の事業年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ② 保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が、保険価額（注）より少ない場合は、当社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$\left(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用} \right) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額（注）}}$$

（注） 保険価額

年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。

- ③ ①および②の規定にかかわらず、①および②の規定により算出した保険金の額がこの特約条項の保険金額を超える場合は、当会社が支払うべき保険金の額は、この特約条項の保険金額をもって限度とします。

第7条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合は、当社は、損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

第8条（保険金請求の手続）

- ① 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第18条（保険金請求の手続）①の規定にかかわらず、この特約条項において、当会社に対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行わせることができるものとします。

② ①の規定にかかわらず、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行わせることができるものとします。

- ③ 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から④までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 操業状況等報告書
- ③ 損失および損失の額を確認するものとして、営業収益の計画値および実績値が確認できる書類

- ④ 支出を免れた経常費の内訳が確認できる書類
 - ⑤ 収益減少防止費用の内訳が確認できる書類
 - ⑥ 直近の事業年度（1年間）の決算書類
 - ⑦ その他当社が普通約款第19条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできるない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等により定められたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金額の自動復元）

当社がこの特約条項により保険金を支払った場合においても、この特約条項に適用される特約等に別の定めがないかぎり、この特約条項の保険金額は減額されません。

第10条（読み替えおよび適用除外）

- (1) この特約条項においては、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)、第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および(5)、第9条（保険契約の解除）(4)、第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)および(4)、第19条（保険金の支払）(1)、第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）ならびに第21条（代位）(1)の規定中「損害」とあるのは「損失」と読み替えて適用します。
- (2) この特約条項においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）、第22条（先取特権）、旅館特約条項第4章基本条項第4条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および旅館特約条項の規定を準用します。

LPガス業者特約条項

第1条（事故）

- (1) この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、保険証券記載の事業所（以下「事業所」といいます。）におけるLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因して、保険期間中に生じた事故をいいます。
- (2) (1)のLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、LPガス容器その他のLPガス器具（以下「器具」といいます。）の販売・貸与、配管または器具の取付け・取替え、器具・導管の点検、修理等の作業を含みます。

第2条（損害の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、この特約条項において、当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次の①から⑥までのとおりとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全もしくは行使または損害を防止・軽減するために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止・軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明した場合において、その手段を講じたことによって要した費用のうち急応すな、塵送その他の緊急措置に要したものとおよび支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得たもの
- ④ 損害賠償に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第3条（責任限度）

- 前条①から⑥までの損害に係る当社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。
- ① 前条①の損害賠償金については、当社は、その金額が1回の事故について保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。
 - ② 前条②から⑥までの費用については、当社は、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、前条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、前条④の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金の額}}$$

第4条（償還上の支払）

- (1) 当社は、第1条（事故）に規定する「事故」について、被保険者が損害賠償金を支払うことなく、償還として支払う甲斐金、見舞金等を当社の同意を得て支払った場合は、その金額を支払います。ただし、事故が被害者側のLPガス（器具、配管等を含みます。）の取扱上の過誤のみ起因する場合を除きます。
- (2) (1)の規定に基づいて、当社が支払うべき金額は、1回の事故につき、被保険者が被害者に支払っ

た金額から保険証券記載の免責金額を控除した額と次の①および②の規定を適用して算出した金額の合計額をいづれか小さい額とし、100万円をもって限度とします。

- ① 身体の障害（身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下同様とします。）に係る保険金の額は、同一の事故に基づく被害者1名につき、次の金額を限度とします。

項目	限度額		
(a) 死亡した場合	50万円		
(b) 死亡にいたらない場合	病院または診療所に入院した期間	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	25万円 20万円 10万円 5万円
	治療した期間（入院した期間を除きます。）	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	5万円 4万円 2万円 1万円

なお、当社は、同一の事故に基づく同一被害者につき、死亡に係る保険金を支払う場合において、既に支払った上記(1)に係る保険金があるときは、死亡に係る保険金から既に支払った上記(b)に係る保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

- ② 財物の損壊に係る保険金の額は、1回の事故につき10万円を限度とします。
- (3) 被保険者が(1)および(2)の規定に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、被保険者が支払った甲斐金、見舞金等に係る被害者の受領書等、被保険者の損害を証明する書類を当社に提出しなければなりません。
- (4) 被保険者が、(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造し、もしくは変造した場合または正当な理由なく(3)の義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接である間接であるを問わず、次の①から④までのいずれかの事由に起因する損害（償還上の支払を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
 - ④ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注）（原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- （注） ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接である間接であるを問わず、被保険者が次の①から⑦までの賠償責任を負担することによって被る損害（償還上の支払を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に對する賠償責任
- ② 被保険者と同居の親族に対する賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑤ 自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶または航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、自動車で輸送中（積み込みまたは積みおろし作業を含みます。）の容量600kg以下のLPガス容器またはその容器中のLPガスに起因する賠償責任を除きます。
- ⑥ 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の行った仕事のかきに起因する、その財物または財物の目的物の損壊自体の賠償責任
- ⑦ 被保険者と他の間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第7条（自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、前条⑤ただし書により当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合は、損害の額が、次の①および②の金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額に対して保険金を支払いません。
- ① 自動車が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結している自動車である場合は、自賠責保険に基づき支払われる金額（自賠責保険の契約を締結すべき自動車であるにもかかわらず、その契約を締結していない場合は、自賠責保険に基づき支払われるべき金額に相当する金額）
 - ② その損害に対して保険金を支払う自動車保険契約がある場合は、その自動車保険契約によって支払われる金額
- (2) 当社は、(1)に規定する自賠責保険および自動車保険契約により支払われる金額の合計額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい額を免責金額として、第3条（責任限度）および第4条（償還上の支払）の規定を適用します。

第8条（保険料の精算）

- 1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- 2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間にわたり、いつでも保険料を算出するために必要とする保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができず。
- 3) 当社は、(1)および(2)の資料および書類に基づいて算出された保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に領収した保険料に過不足がある場合は、その差額を追徴し、または返還します。

第9条（保険契約失効時の保険料の精算）

- 1) 当社は、この保険契約が失効した場合は、前条の規定によって保険料を精算します。ただし最低保険料の定めがないものとして計算します。
- 2) 普通約款第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第9条（保険契約の解除）(2)もしくは第10条（保険料の返還または請求告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当社がこの保険契約を解除した場合は、その普通約款第9条(1)の規定により保険契約がこの保険契約を解除した場合は、当社は、前条の規定によって保険料を精算します。

第10条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

施設賠償責任のみ担保追加条項（LPガス業者特約条項）

第1条（事故）

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、LPガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）(1)に規定する事故のうち、事業所におけるLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して、保険期間中に生じた事故にかぎりです。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、特約条項第5条（保険金を支払わない場合—その1）の①から④までおよび同第6条（保険金を支払わない場合—その2）の①から②までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の占有を離れた財物（LPガス容器その他のLPガス器具を賃貸する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）に起因する賠償責任
 - ② 配管または器具の取付け・取替え、器具・導管の点検、修理などの作業の終了（引き渡しを要する場合は、引き渡し）または放棄の後に、その作業の遂行の結果に起因する賠償責任（被保険者が作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は作業の遂行の結果とはみなしません。）

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物賠償責任のみ担保追加条項（LPガス業者特約条項）

第1条（当社の支払責任）

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、LPガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）(1)に規定する事故のうち、事業所におけるLPガス販売業務にかかる次の①および②に掲げる事故にかぎりです。

- ① 被保険者の占有を離れた財物（LPガス容器その他のLPガス器具を賃貸する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）に起因する事故
- ② 配管または器具の取付け・取替え、器具・導管の点検、修理などの作業の終了（引き渡しを要する場合は、引き渡し）または放棄の後に、その作業の遂行の結果に起因する事故（被保険者が、作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は作業の遂行の結果とはみなしません。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

生産物賠償保険金額別建追加条項（LPガス業者特約条項）

第1条（事故の定義）

当社が、保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、LPガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）(1)に規定する事故としますが、次の①および②に掲げる事故については、賠償金額を保険証券記載の生産物賠償保険の保険金額とします。

- ① 被保険者の占有を離れた財物（LPガス容器その他のLPガス器具を賃貸する場合は、被保険者が被貸与者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。）に起因する事故
- ② 配管または器具の取付け・取替え、器具・導管の点検、修理などの作業の終了（引き渡しを要する場合は、引き渡し）または放棄の後に、その作業の遂行の結果に起因する事故（被保険者が、作業の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は作業の遂行の結果とはみなしません。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款なら

びに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

LPガススタンド担保追加条項（LPガス業者特約条項条項用）

第1条（事故）

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の「事故」とは、LPガス業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）(1)に規定する事故のほか、保険証券記載のLPガススタンド構内において被保険者が行う次の①および②に掲げる業務の遂行（業務のためのLPガススタンド施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因して保険期間中に生じた事故を含みます。

- ① 自動車（原動機付自転車および部品もしくは付属品を含みます。以下「自動車」といいます。）の点検、調整、洗車および自動車に対するオイル、水、部品もしくは付属品の供給（以下「付随業務」といいます。）
- ② 被保険者が所有または使用する自動車に対するLPガスの充てんおよびこれに伴う業務

第2条（償上上の支払）

当社は、特約条項第4条（償上上の支払）の規定にかかわらず、付随業務に起因する事故による償上上の支払については、その金額を支払いません。ただし、LPガスの燃焼または爆発を伴った場合には、LPガスの燃焼または爆発による償上上の支払を除きます。

第3条（LPガス容器またはLPガス）

特約条項第6条（保険金を支払わない場合—その2）の⑥のただし書という輸送中のLPガス容器またはLPガスには、当該自動車の燃料用LPガス容器およびLPガスは含まれません。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

油濁特約条項

第1条（当社の支払責任）

- 1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、保険期間中に、石油物質が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）から公共水域へ漏れかつ突発的に流出したことに起因して、被保険者が次の①または②に掲げる法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
 - ① 水の汚染による他人の財物の損壊に対する賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少したときまたは漁獲物の品質が低下したことに基つて漁業者に対する賠償責任

(2) 当社は、保険期間中に、石油物質が施設から不測かつ突発的に被保険者が所有、使用または管理する区域外に流出し、公共水域の水を汚染した場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等に要する費用（以下「処理費用」といいます。）を被保険者が支出したときは、その金額を支払います。

第2条（油濁損害の範囲）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑤までの規定にかかわらず、当社が支払う油濁損害の範囲は、次の①から⑤までに掲げるものにかぎるとします。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 被保険者が支出した処理費用
- ③ 他人からの損害の賠償を受けることができない場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停費用
- ⑤ 当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第3条（保険金支払の限度）

(1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)から(4)までの規定にかかわらず、前条①から⑤までに掲げる油濁損害に係る当社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。

- ① 前条①の損害賠償金および②の処理費用は、その合算額が1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを保険証券記載の1事故保険金額を限度として保険金を支払います。
 - ② 当社の保険期間中の支払責任額は、前条③から⑤までの費用を除き、保険証券記載の期間中総賠償金額を超えないものとします。
- (2) 当社が支払う前条④の費用は、同条①の損害賠償金および②の処理費用の合算額が、保険証券記載の期間中総賠償金額（当社が既に保険金を支払っている場合は、その額を差し引きます。以下同様とします。）を超える場合は、次の算式によって得られる額とします。

$$\text{前条④の費用} \times \frac{\text{期間中総賠償金額}}{\text{前条①の額} + \text{前条②の額}}$$

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の①から④までに掲げる事由に起因する油濁損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造、取りこみ等の工事
- ② 自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶または航空機の所有、使用または管理
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは被保険者の占有を離れた施設外にある財物
- ④ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し）または放棄した仕事の結果（被保険

者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は、仕事の結果とはみなしません。）

第5条（共有施設）

施設の全部または一部が共有である場合において、その共有施設に起因する事故に関しては、当該施設の全共有者が負担した第2条（油濁損害の範囲）①の損害賠償金および②の処理費用の合算額に、被保険者の共有持分割合（以下「持分割合」といいます。）を乗じた額が、1回の事故について、保険証券記載の免責金額に持分割合を乗じた額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを、保険証券記載の1事故保険金額に持分割合を乗じた額を限度として、保険金を支払います。

第6条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

油濁超過損害額てん補追加条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、油濁特約条項（以下「特約条項」といいます。）第3条（保険金支払の限度）の規定にかかわらず、特約条項第2条（油濁損害の範囲）①から③までに掲げる損害の額の合算額が、1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超過した場合にかぎり、その超過額のみを、保険証券記載の1事故保険金額を限度として支払います。ただし、当会社の保険期間中の支払額は、いかなる場合も、保険証券記載の期間中総保険金額を超えないものとします。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

旅館宿泊者特約条項

第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、被保険者が宿泊の目的をもって保険証券記載の旅館またはホテル（以下「旅館」といいます。）に到着した時から退出した時までの間に生じた次の①および②の事故をいいます。

- ① 旅館構内において生じた偶然な事故
- ② 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、旅館構内において、被保険者が使用または管理する財物のうち旅館が所有または管理する財物について生じた偶然な事故

第2条（旅館客室内の什器・備品に関する特別）

被保険者が旅館客室内の畳、建具、什器または備品の損壊について、法律上の賠償責任を負担した場合は、保険証券記載の免責金額にかかわらず、当会社は、1回の事故ごとに賠償の額から1,000円を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金額を超えないものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③まで（ただし、第1条（事故）②の場合を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の暴行もしくは殴打（被保険者が指図して行われた暴行もしくは殴打を含みます。）または心神喪失に起因する賠償責任
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、動物その他これらに類する財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ④ 車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは火器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

第4条（告知義務規定の読み替え）

この特約条項においては、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および3③の規定中「保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項」および「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「宿泊者定員数」と読み替えて適用します。

第5条（通知義務規定の読み替え）

この特約条項においては、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、宿泊者定員数に変更が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって宿泊者定員数の増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、遅滞なく、(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または宿泊者定員数の増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、宿泊者定員数の増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、宿泊者定員数の増加に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第6条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

P T A管理者特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
P T A	父母と先生の会をいい、児童、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童、生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、P T A会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
P T A活動	日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にそってP T Aが企画、立案し主催する学習活動および実践活動でP T A総会、運営委員会などP T A会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく正規の経路を経て決定された諸活動をいいます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督および指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童、生徒がP T A活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上には含まれないものとします。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（当会社の支払責任）および同第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、被保険者であるP T AがP T A管理下において次の①または②に掲げる事由により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者のP T A活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用、管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故による、他人の身体の障害または財物の損壊（②の財物を除きます。）
- ② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「受託物」といいます。）を被保険者の構成員たるP T A会員および児童、生徒が損壊し、または紛失もしくは盗取されたこと。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび⑤から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後発見された受託物の破損によって生じた賠償責任
 - ⑤ P T A活動終了後のP T A活動以外の活動に起因する賠償責任
- (2) (1)①から③までの規定は、前条①のみに適用し、(1)④の規定は同条②のみに適用するものとします。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

クリーニング業者特約条項

第1条（責任の範囲）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および第4条（保険金を支払わない場合）⑩の規定にかかわらず、洗たく物が保険期間中に損壊し、または盗取もしくは詐取されたことにより、洗たく物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（定 義）

この特約条項において、次の①および②に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- ① 洗たく物
被保険者が保険証券記載の保管施設内または業務の通常の過程として一時的に保管施設外において、クリーニングのために受託する衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品をいいます。
- ② クリーニング
洗剤または溶剤を使用し、衣類その他の繊維製品または皮革、毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。

第3条（損害の範囲）

(1) この特約条項において、当社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）の規定にかかわらず、次の①から④までのとおりとします。

- ① 被保険者が洗たく物について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金（弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）。ただし、洗たく物が損壊し、または盗取もしくは詐取された地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価額を限度とします。
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用
- ③ 損害賠償に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 当社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

(2) (1)の損害賠償金には、次の①および②に掲げる損害賠償金を含みません。

- ① 洗たく物の使用不能によって生じる代替品賃借費用等に係る損害賠償金
- ② 洗たく物の製造業者（縫製業者および染色業者を含みます。）または販売業者が、洗たく物の損壊について、その洗たく物について正当な権利を有する者または被保険者に対し、法律上の賠償責任を負担すべき場合にはそれらの者が負担すべき損害賠償金

第4条（責任限度）

- (1) 前条(1)①から④までの損害に係る当会社の責任の限度は次の①および②のとおりとします。
 - ① 前条(1)①の損害賠償金については、その金額が1回の事故について、保険証券記載の免責金額を超える場合にのみ、その超える金額を保険金額の範囲内で支払います。
 - ② 前条(1)②から④までの費用については、その全額を支払います。ただし、1回の事故について前条(1)①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、(1)③の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)③の費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額}$$

(2) 当社が前条(1)①の損害に対して保険金を支払った場合は、保険証券記載の保険金額からその支払った額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間における保険金額とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥まで（④を除きます。）に掲げる賠償責任のほか、直接であると同様であるを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注）もしくは被保険者の被用者または被保険者の同居の親族が行い、または加担した洗たく物の盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の法定代理人（注）もしくは被保険者の被用者または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する洗たく物の損壊、盗取または詐取に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等からなる雨、雪等による洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 洗たく物のかしもしくは洗たく物の自然の変化（自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、型崩れ等）、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
- ⑤ 給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出またはいっ出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 洗たく物の修理または加工（染色および色ぬきを含みます。）によるその洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ クリーニングの技術上の重大な過失による洗たく物の損壊に起因する賠償責任。ただし、この事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合は除きます。
- ⑧ 洗たく物が寄託されて翌された日からその日を含めて30日を経過した後に、洗たく物について正当な権利を有する者から被保険者に通知がなされたその洗たく物の損壊に起因する賠償責任
- ⑨ 洗たく物の紛失または誤配に起因する賠償責任
(注) 法定代理人

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（求償権の不行使）

当社は、普通約款第21条（代位）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の被用者または被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行行使しません。ただし、これらの者の故意による場合を除きます。

第7条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

クリーニング業者漏水危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、クリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合）⑩の規定にかかわらず、被保険者が給排水管、暖冷房装置、冷蔵装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他これらに類する業務用または家事用装置から漏出またはいっ出する蒸気、水その他内容物による洗たく物の損壊に起因して、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

洗たく物紛失・誤配危険担保追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、クリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合）⑩の規定にかかわらず、洗たく物の紛失または誤配により、洗たく物について正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

追加被保険者追加条項（クリーニング業者特約条項用）

第1条（被保険者の追加）

- (1) この保険契約の被保険者には、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）のほか、追加被保険者として保険証券に名称および住所または所在地が記載された者を含みます。ただし、追加被保険者は、記名被保険者の保険証券記載の施設、仕事等にかぎり、被保険者に含まれるものとします。
- (2) 当社は、被保険者相互間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（責任限度）

当社がこの保険契約に基づき保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、被保険者の数にかかわらずなく、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯するクリーニング業者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

縮小てん補追加条項（ % ）（クリーニング業者特約条項用）

※上記（ % ）内には、70、75、80、85、90のいずれかの数字が入ります。

第1条（責任限度）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、普通約款第1条（当会社の支払責任）およびクリーニング業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（責任の範囲）の規定に基づき当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金（以下「損害賠償金」といいます。）の金額は、1回の事故について、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(\text{損害賠償金の額} - \text{保険証券に記載された免責金額}) \times (\text{ % })$$

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

店舗特約条項

第1条（事故）

- 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の「事故」とは、日本国内で保険期間中に発生した次の①から③までの事故をいいます。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の店舗（店舗に属する作業場等の付帯設備および収容資産を含みます。以下「店舗」といいます。）に起因する偶然な事故
 - ② 店舗の用法に係る保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因する偶然な事

故

- ③ 被保険者によって製造、販売または提供された保険証券記載の商品、製品、飲食物等の財物（以下「生産物」といいます。）が他人に引き渡された後に、その品質、取扱い等によって生じた偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 店舗の新築、改築、改造、修理、取りこわし等の工事に起因する賠償責任
- ② 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、昇降機または自動車（原動機付自転車を含みます。）に起因する賠償責任
- ④ 施設外における車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤ 生産物または業務の目的物自体の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任

第3条（残存保険金額）

当会社が次の①または②の事故（以下「生産物事故」といいます。）について、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1)①の損害賠償金を支払った場合は、保険証券記載の保険金額から、その支払った損害賠償金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間における生産物事故に対する保険金額とします。

① 第1条（事故）②の事故のうち、被保険者の業務が完了（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または放棄された後に、その業務の結果によって生じた偶然な事故

② 第1条（事故）③の事故

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

受託財物担保追加条項（店舗特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

当社は、偶発的な事故により、被保険者が保険証券記載の店舗（この追加条項においては、店舗外の保管施設であっても、保険証券に記載されている場合は、その保管施設も店舗とみなします。）内において保管する保険証券記載の顧客の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊、紛失し、または盗取（詐取を含みます。以下同様とします。）されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通約款の適用除外）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）⑥の規定は、この追加条項には適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した受託物の盗取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、数車、き草、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物または自動車が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによる賠償責任
- ④ 受託物の欠陥、自然の消耗もしくはその性質によるむれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗漏その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑤ 自然発火または自然燃発した受託物自体の損壊に起因する賠償責任。（その原因を問いません。）
- ⑥ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 受託物が顧客に引渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

第4条（保険金支払額）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1)①により当社が支払うべき損害賠償金の金額は、被害受託物が保険事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。

第5条（残存保険金額）

当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1)①の損害賠償金を支払った場合は、保険金額から、その支払った金額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに店舗特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

修理・加工危険および誤配・紛失危険不担保追加条項（店舗特約条項用）

（本追加条項は「受託財物担保追加条項（店舗特約条項用）」が適用される保険証券に自動的に適用されます。）

第1条（保険金を支払わない場合）

受託財物担保追加条項第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、当社は、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理または加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊（技術の拙劣による仕上不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ③ 受託物の誤配または紛失に起因する賠償責任

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに店舗特約条項および受託財物担保追加条項の規定を適用します。

P T A特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
P T A	父母と先生の会をい、児童、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童、生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、P T A会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
P T A活動	日本国内において児童、生徒の健全な成長をはかる目的にてP T Aが企画、立案し主催する学習活動および実践活動でP T A総会、運営委員会などP T A会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいいます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督および指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童、生徒がP T A活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はP T A管理下には含まれないものとします。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書（その付属書類を含みます。）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

第1章 管理者賠償責任補償条項

第1条（当会社の支払責任）

当社が保険金を支払う普通保険約款第1条（当会社の支払責任）の損害（以下「損害」といいます。）は、P T A管理下における次の①または②に掲げる事由に起因する損害にかぎります。

- ① 被保険者のP T A活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用、管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故による、他人の身体の障害または財物の損壊（②の財物を除きます。）
- ② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「受託物」といいます。）を被保険者の構成員であるP T A会員および児童、生徒が損壊し、または紛失しもしくは盗取されたこと。

第2条（被保険者の範囲）

この補償条項において、被保険者とは、P T Aをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までおよび⑤から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
 - ② 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任
 - ⑤ P T A活動の終了後のP T A活動以外の活動に起因する賠償責任
- (2) ①)から⑥)までの規定は、第1条（当会社の支払責任）①のみに適用し、①)②)の規定は同条②のみに適用します。

第2章 児童・生徒賠償責任補償条項

第1条（当会社の支払責任）

当社が保険金を支払う普通保険約款第1条（当会社の支払責任）の損害（以下「損害」といいます。）は、日本国内において発生した、保険証券記載のP T A（以下「P T A」といいます。）の児童・生徒（P T Aの組織単位である学校等に通学する児童・生徒にかぎります。以下同様とします。）の行為に起因する損害にかぎります。

第2条 (被保険者の範囲)

(1) この補償条項において、被保険者とは、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① P T A の児童・生徒
- ② P T A の児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1)の被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または新器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

第4条 (保険金を支払わない場合の除外規定)

普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)⑥の規定は被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

第3章 基本条項

第1条 (告知義務一児童・生徒賠償責任補償条項の場合)

(1) この特約条項においては、普通保険約款第7条(告知義務)(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書およびその付属書類(以下「保険契約申込書」といいます。))の記載事項」および「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。

(2) この特約条項においては、普通保険約款第7条(告知義務)(3)⑤の規定は適用しません。

第2条 (普通保険約款の適用除外)

この特約条項においては、普通保険約款第8条(通知義務)および同第10条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)(1)②の規定は適用しません。

第3条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項

第1章 基本担保条項

第1条 (業務および施設)

施設所有管理者特約条項(以下「施設特約条項」といいます。)第1条(事故)に規定する「保険証券記載の業務」および「保険証券記載の施設もしくは設備」とは、次の①から④までに掲げる業務(以下「業務」といいます。))および業務の遂行のために、被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または設備(以下「施設」といいます。))をいいます。

- ① 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める次のサービス
ア. 居宅サービス
イ. 地域密着型サービス
ウ. 施設サービス
エ. 介護予防サービスならびに地域密着型介護予防サービス
- ② 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(以下「自立支援法」といいます。)に定める次のサービス
ア. 障害福祉サービス
イ. 施設障害福祉サービス
ウ. 福祉ホーム
- ③ 介護保険法に定める居宅介護支援ならびに介護予防支援および自立支援法に定める相談支援(以下「居宅介護支援等」といいます。))
- ④ 介護保険法に定める地域包括支援センターが行う包括的支援事業および自立支援法に定める地域活動支援センターが行う業務

⑤ ①および②と同種のサービスもしくは支援または①から④に付随して行うその他のサービスもしくは支援(注)

- (注) 福祉用具または補装具販売、住宅改修、介護予防住宅改修、配食、緊急通報、外出介助、家事援助、移送または移動支援等をいいます。
- ⑥ ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の養成、研修または講習等
 - ⑦ ①および②にかかわらず、指定事業者が行う高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)または健康保険法(大正11年法律第70号)に定める指定訪問看護を除きます。

第2条 (生産物および仕事)

(1) 生産物特約条項第1条(事故)①に規定する「被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物」とは、前条の業務の遂行のため、被保険者が業務の対象者に提供した飲食物、福祉用具等または貸与した介護用品、福祉用具等の財物をいいます。

(2) 同条②に規定する「保険証券記載の仕事」とは、前条に規定する被保険者の業務をいいます。

第3条 (受託物および貴重品)

(1) 受託者特約条項第1条(当会社の支払責任)に規定する「受託物」とは、被保険者が第1条(業務および施設)に規定する業務の目的にしたがって管理する受託物をいいます。

(2) (1)の受託物には、受託者特約条項第2条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、被保

険者が業務の目的にしたがって管理する貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章またはき章(以下「受託貴重品」といいます。))を含みます。

(3) (2)の受託物に関するかぎり、受託者特約条項第1条(当会社の支払責任)に規定する「盗取」には、詐取を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この追加条項において、被保険者とは、次の①から③までに掲げる者をいいます。

- ① 保険証券に記載された者(以下「事業者」といいます。))
- ② 事業者の理事、役員または職員(常勤または非常勤を問いません。))
- ③ 事業者のパートタイマーまたは協会員(事業者の指示のもと有償で活動する場合にかぎります。))
- ④ 第1条(業務および施設)④に規定する業務のうち住宅改修を行う事業者の下請負人
- ⑤ ホームヘルパー養成研修または福祉用具専門相談員養成研修を受講生(ただし、研修受講に起因して第三者に対し法律上の賠償責任を負担する場合にかぎります。))

(2) 賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条(被保険者相互間の関係)(1)の規定にかかわらず、この追加条項において、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(保険金を支払わない場合)⑤の規定は、それぞれの被保険者に対して別個に適用します。

第5条 (昇降機に関する特別)

施設特約条項第2条(保険金を支払わない場合)②の規定は、施設内の昇降機についてはこれを適用しません。ただし、保険契約者もしくは被保険者の故意もしくは重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任または昇降機の設置、改造、修理、取りはずし等に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (住宅改修業務に関する特別)

(1) 当社は、第1条(業務および施設)⑤に規定する住宅改修業務(以下「住宅改修業務」といいます。))については、施設特約条項第2条(保険金を支払わない場合)①の規定を適用しません。

(2) 当社は、住宅改修業務については、次の①および②に掲げるものにかぎり、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)④に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」とみなします。

- ① 工事業者が使用するリース機械もしくはレンタル機械
- ② 発注者もしくは第三者からの支給資材

(3) 当社は、被保険者が住宅改修業務を行う場合には、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人ならびにその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 被保険者(下請負人を含みます。))の行う工事に伴う土の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ③ 改修、修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止によるその改修、修理または加工作業の対象物の損壊
- ④ 改修、修理、加工、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によるその対象物の損壊

第7条 (受託貴重品に関する特別)

(1) 当社は、受託者特約条項第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者が受託貴重品を紛失または置き忘れたことに起因して、受託貴重品について正当な権利を有する者に対して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、受託貴重品の損害について、被保険者が損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分に対しては、保険金を支払いません。

第8条 (身体・財物共通保険金額)

(1) 当社が施設特約条項第1条(事故)または生産物特約条項第1条(事故)の規定により保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、1回の事故について、身体障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

(2) 当社が生産物特約条項第1条(事故)の規定により保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額を限度とします。

第9条 (受託貴重品の保険金額)

(1) 当社が受託貴重品に対して保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、被害受託貴重品が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとし、かつ保険期間中を通じて保険証券記載の受託者特約条項に適用される保険金額に10%を乗じた金額をもって限度とします。

(2) 当社が受託者特約条項第1条(当会社の支払責任)の規定により保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の金額は、(1)の受託貴重品に対して保険金を支払うべき金額と合算して、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第10条 (普通約款等との関係)

この担保条項に規定しない事項については、この担保条項に反しないかぎり、普通約款ならびに施設特約条項、受託者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

第2章 人格権侵害担保条項

第1条 (当会社の支払責任)

(1) 当社は、普通約款第1条(当会社の支払責任)の規定および施設所有管理者特約条項(以下「施設特約条項」といいます。)第1条(事故)の規定にかかわらず、被保険者の施設または業務の遂行

に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる①または②のいずれかの不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この担保条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
 - ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
- (2) 同一の原因から生じた一連の不当行為は、不当行為の発生した時または場所にかかわらず、そのすべてを1回の不当行為とみなします。
- (3) (2)の不当行為は、最初の不当行為またはその原因が発生した時にすべての不当行為が行われたものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると同接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥および施設特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑥までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その後または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) 当社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、1回の不当行為について、同条(1)①の金額が保険証記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額90%を乗じて得た金額に対してのみ、1回の事故について500万円を限度として保険金を支払います。
- (2) 当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額500万円を限度とします。

第4条（読み替え規定）

この担保条項においては、普通約款の規定中「事故」とあるのを「不当行為」と読み替えて適用します。

第5条（普通約款等との関係）

この担保条項に規定しない事項については、この担保条項に反しないかぎり、普通約款ならびに施設特約条項、受託者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

第3章 臨時借用自動車担保条項

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、施設所有管理者特約条項（以下「施設特約条項」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、被保険者が非所有自動車の使用または管理によって生じた偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、またはその財物を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) この担保条項において、「非所有自動車」とは、被保険者が第1章基本担保条項第1条（業務および施設）①から③までに規定する業務を遂行するため臨時に借用する他人の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）をいいます。ただし、その借用が業務の遂行のため必要かつ妥当であると認められる場合にかぎるものとし、自動車の賃貸を業とする者から借用する自動車を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同接であるを問わず、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が労働者災害補償保険法または雇用もしくはこれらに類する関係法令によって課せられる賠償責任
 - ② 非所有自動車が運輸中の財物の損壊、紛失、盗難等に起因する賠償責任
 - ③ 非所有自動車自体または非所有自動車に連結されて使用される被牽引車（随伴車を含みます。）に対する賠償責任

第3条（自動車保険等との関係）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（当会社の支払責任）により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合には、非所有自動車が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結している自動車であるときは自賠責保険に基づいて支払われる保険金の額（注）、およびその損害に対して保険金を支払う自動車保険契約があるときはその自動車保険契約によって支払われる保険金の額を合算した金額を、損害の額が超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 自賠責保険に基づいて支払われる保険金の額
自賠責保険の契約を締結すべき自動車であるにもかかわらず、その契約を締結していない場合

においては、自賠責保険に基づいて支払われるべき保険金の額に相当する金額とします。

- (2) 当社は、(1)に規定された自賠責保険および自動車保険契約によって支払われる保険金の額を合算した金額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

第4条（普通約款等との関係）

この担保条項に規定しない事項については、この担保条項に反しないかぎり、普通約款ならびに施設特約条項、受託者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

第4章 居宅介護支援等による経済的損失賠償責任担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が第1章基本担保条項第1条（業務および施設）③に規定する居宅介護支援等の遂行につき、職業上相当な注意を用いずに行った行為（不作為を含みます。この担保条項において、以下「行為」といいます。）に起因して、他人に対して身体障害または財物損壊を伴わない損害を与えたことに基づいてなされた損害賠償請求（以下この担保条項において「請求」といいます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下本章において「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と賠償責任の関係）

当社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）に規定する保険期間中に被保険者が請求を受けた場合にかぎり、損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると同接であるを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から③までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます。）または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
 - ② 他人の身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
 - ③ 名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任
 - ④ 業務の結果を保證することにより加重された賠償責任
 - ⑤ 通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
 - ⑥ 業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
 - ⑦ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

第4条（記録の完備）

- (1) 被保険者は、業務遂行にあたり業務の執行に関する記録を備えておかなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の義務を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第5条（賠償の解決における被保険者の同意）

- (1) 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について損害賠償請求権者と協定しようとするときは、あらかじめ被保険者の同意を得るものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する同意をしない場合は、当社が保険金を支払うべき損害の額は、次の①および②に掲げる額の合計額を限度として算定するものとします。
 - ① 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、もし被保険者が(1)の同意をしないならば損害賠償金の額として確定したと認められる額
 - ② 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑤までの費用については、当社が(1)の同意を求めた時までに発生した額

第6条（事故の通知）

- (1) 普通約款第16条（事故の発生）①から③までに規定する事故発生時の義務に加えて、保険契約者または被保険者は、請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的状況を、遅滞なく、書面当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1)の通知を行ったときに、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して請求がなされた場合は、その請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第7条（当会社の支払限度額）

- (1) この担保条項に基づき当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、同条(3)の規定にかかわらず、1回の請求（損害賠償請求者の数にかかわらず、同一原因または事由に起因するすべての請求をいいます。）につき5,000円を超過する額とし、1,000万円を限度とします。
- (2) 当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額は、保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。

第8条（求償権の不行使）

当社は、普通約款第21条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。

第9条（読み替え規定）

この担保条項においては、次の①から⑭までのとおり、普通約款の規定を読み替えて適用するものとします。

- ① 「事故」とあるのは「請求」
- ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の請求」
- ③ 第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前になされた請求による損害」
- ④ 第7条（告知義務）(3)③の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「請求がなされる前に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「請求がなされた後に」
- ⑥ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた請求」
- ⑦ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間になされた請求による損害」
- ⑧ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた請求」
- ⑨ 第9条（保険契約の解除）(4)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時までに発生した事故」とあるのは「解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた請求または解除が行われた時までになされた請求」
- ⑩ 第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「この事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた請求またはその事実が生じた時より前になされた請求」
- ⑪ 第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた請求による損害」

第10条（普通約款等との関係）

この担保条項に規定しない事項については、この担保条項に反しないかぎり、普通約款ならびに施設所有管理者特約条項、受託者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

商賠緊盛追加条項

商賠緊盛追加条項を付帯する保険契約に適用する賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および追加条項は、被保険者の業種区分に応じてそれぞれ次のとおりとします。（○印を付したものが適用すべき保険約款となります。）△印を付したものは、保険証券上にその特約条項または追加条項の表示がある場合にのみ適用します。

	飲食業	工業業	製造業	販売業	運送業	サービス業	IT事業
賠償責任保険普通保険約款	○	○	○	○	○	○	○
賠償責任保険追加条項	○	○	○	○	○	○	○
施設所有管理者特約条項	○	○	○	○	○	○	○
請負業者特約条項	○	○	△	△	○	○	○
生産物特約条項	○	○	○	○	○	○	○
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（商賠緊盛IT事業用）							○
商賠緊盛追加条項	○	○	○	○	○	○	○※1
受託貨物担保追加条項（商賠緊盛追加条項用）					○		
非所有フォークリフト賠償責任担保追加条項（商賠緊盛追加条項用）					○		
施設危険の読み替えに関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）						○	
受託物に関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）	○			○		○	
傷害見舞費用担保追加条項（商賠緊盛追加条項用）	○	○		○			
借家人賠償責任担保追加条項（商賠緊盛追加条項用）	△			△		△	
検査・取片付け費用等担保追加条項（商賠緊盛追加条項用）					△		

事故対応特別費用担保追加条項	△	△	△	△	△	△	△	事故対応のみ
被害者対応費用担保追加条項								
食中毒・感染症利益担保特約条項	△							△※3
生産物災害補償追加条項（商賠緊盛追加条項用）※2				△	△			
構内専用車危険担保に関する追加条項（二輪車場用）（商賠緊盛追加条項用）								○※4
火災・破裂・爆発時の補償に関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）								○※5
レジオネラ感染症に関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）								△※6

※1 一般条項部分の一部のみを適用します。

※2 生産物災害補償追加条項（商賠緊盛追加条項用）を付帯する保険契約については、追加条項が証券に別途添付されます。

※3 保険証券記載の業務が、旅館・ホテル等の宿泊業の場合のみ付帯できます。

※4 保険証券記載の業務が、「二輪車場」の場合に、自動的に付帯します。

※5 保険証券記載の業務が、旅館・ホテル等の宿泊業の場合に自動的に付帯します。

※6 保険証券記載の業務が、旅館・ホテル等の宿泊業の場合において、食中毒・感染症利益担保特約条項を付帯した保険契約に自動的に付帯します。

商賠緊盛追加条項

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この保険契約においては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこれに付帯する特約条項および追加条項で用いられる次の①から⑭までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① 受託・管理財物
被保険者が使用、占有または管理する他人の財物のうち、次のア. からオ. までに掲げるものをいいます。
ア. 有償・無償を問わず、被保険者が貸与を受けた財物
イ. 有償・無償を問わず、被保険者が第三者から委託されている財物
ウ. 被保険者が賃借した施設のうち、被保険者が使用または管理する区画
エ. 第三者から支給された資材および機材
オ. 事故発生時に被保険者が直接作業を行っていた目的物。（構造上および機能上、目的物と連続して一体をなす財物を含みます。）
- ② 作業
被保険者が行う業務の遂行における製造、建築、施工、修復、修理、加工、交換、調整、点検、運送、清掃、回収、除去、処分等をいい、これらに類似のものをすべて含みます。
- ③ 自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
- ④ 船
水上輸送等に供する船舶類のすべてをいいます。
- ⑤ 航空機
航空法（昭和27年法律第231号）によって定められる、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいいます。
- ⑥ 回収費用
被保険者が負担する回収措置（回収、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置をいいます。以下同様とします。）に関わる必要かつ有益な費用をいいます。
- ⑦ 検査・廃棄・保管費用
生産物特約条項第1条（事故）①に定める事故の原因となった生産物またはこれが一部をなす財物について、被保険者が負担した次のア. からウ. までに掲げる費用のうち、必要かつ有益な費用のみをいいます。
ア. 欠陥の有無を確認するための検査費用
イ. 廃棄するための費用
ウ. 一時的な保管を目的として他人から借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑧ 1事故
ア. 身体の障害または財物の損壊については、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因から生じた一連の身体の障害または財物の損壊のすべてを1事故とみなします。
イ. 不当行為については、発生の時または場所にかかわらず、同一の原因から生じた一連の不当行為のすべてを1事故とみなします。

- ③ 下請負人
被保険者の仕事における請負受託者およびその他の履行補助者のすべてをいいます。
- ④ 使用人
被保険者に使用され、賃金（注）を支払われる者をいいます。
- （注）賃金
賃金、給与、手当、賞与その他名を問わず、労働の対価として受けるものをいいます。

第2章 普通約款および特約条項の適用に関する条項

第1条（普通約款の保険金を支払わない場合の変更）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）の規定中、次の①および②に掲げる規定は、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 賠償責任保険追加条項第4章請負業者特約条項に係る条項第4条（管理財物の範囲）の規定にかかわらず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定中「被保険者が所有、使用または管理する財物」とあるのは「受託・管理財物」
- ② 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）⑦の規定中「排水または排気（煙または蒸気を含みます。）」とあるのは「排水または排気（煙、蒸気、塵埃または騒音を含みます。）」

第2条（身体・財物共通保険金額）

- (1) 当会社が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①により支払うべき損害賠償金の金額は、1事故について、身体の障害に起因する損害と財物の損壊に起因する損害を合算して、保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

(2) (1)の規定は、特約条項ごとに適用します。

第3条（施設所有管理者特約条項の保険金を支払わない場合の変更）

- (1) 施設所有管理者特約条項（以下「施設特約」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）の規定中、次の①および②の規定は、それぞれ次のとおり変更します。

- ① 施設特約第2条（保険金を支払わない場合）②
昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任については、同条②の規定を適用しません。
- ② 施設特約第2条（保険金を支払わない場合）③
この規定は適用されません。

- (2) (1)①の規定にかかわらず、当会社は、昇降機の所有、使用または管理に起因して、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によって法令に違反したに起因する賠償責任

② 昇降機の設置、改造、修理、取りはずし等に起因する賠償責任

第4条（請負業者特約条項の対象工事）

- (1) 当会社が請負業者特約条項およびこの追加条項の規定に従い、保険金を支払うべき請負工事は、保険期間中に被保険者が日本国内において行うすべての請負工事とします。

- (2) 当会社は、この追加条項においては、請負業者特約条項第3条（保険期間の延長）の規定は適用しません。

第5条（生産物特約条項等の変更）

- (1) 生産物特約条項第1条（事故）に規定する事故によって生じた身体の障害について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対して当社が保険金を支払う場合は、当会社は、同第2条（保険金を支払わない場合）①および同第4条（回収措置の実施と回収費用）③の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる損害または費用に対して、保険金を支払います。

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物（注）の損壊自体の賠償責任に起因する損害
- ② 生産物もしくは仕事の目的物またはこれが一部をなす財物について、回収措置が講じられた場合の回収費用
- ③ その生産物または仕事の目的物の検査・廃棄・保管費用

（注）生産物または仕事の目的物
事故の直接の原因となった生産物または仕事の目的物そのものをいひ、事故発生のおそれのあるその他の生産物または仕事の目的物を含みます。

- (2) (1)に規定する損害または費用について、当社が保険金を支払うべき金額は、1事故について、(1)①から③までに規定する損害または費用を合算した額が保険証券記載の免責金額を超過する額とし、保険証券記載の保険金額（注）の3%をもって限度とし、かつ、保険期間を通算して保険証券記載の保険期間中の総保険金額の3%をもって限度とします。

（注）保険証券記載の保険金額
特約種類が商賠緊急保険金額欄の「1事故につき」に記載された金額をいいます。保険期間中の総保険金額についても同様とします。

第3章 人格権侵害担保条項

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定および施設特約第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者の施設または業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次の①および②に掲げる不当行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この担保条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であると問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および施設特約第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥ 請負業務または生産物が宣伝された品質、性能等に適合しないことによる賠償責任
- ⑦ 請負業務または生産物の価格表示の誤りによる賠償責任
- ⑧ 身体の障害または財物の損壊による賠償責任

第3条（保険金の支払限度）

- (1) 当会社の支払責任は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、1事故ごとについて定め

- ます。
- ① 被保険者
- ② 損害賠償請求または訴訟
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する個人または組織
- (2) 1事故について、当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、保険金額1,000万円をもって限度とします。
- (3) 1人の個人または1つの組織が被った不当行為による普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、被害者1名につき、100万円をもって限度とし、保険期間を通算して保険期間中の総保険金額1,000万円を限度とします。
- (4) (2)および(3)の規定にかかわらず、当社が第1条（当会社の支払責任）に定める損害に対して保険金を支払った場合は、保険期間中の総保険金額から、当社が支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金を控除した残額をもって、その事故発生日以降の賠償期間に対する総保険金額とします。

第4章 基本条項

第1条（保険責任の発生時点）

- (1) 当会社は、被保険者が損害賠償請求を提起された時期ならびに被害者および訴訟の数にかかわらず、事故が発生した時の保険契約に基づいて、保険金を支払います。
- (2) (1)に定める「事故が発生した時」とは、その事故より身体の障害または財物の損壊が発生した時をいいます。身体の障害または財物の損壊が1事故において複数発生した場合は、最初の身体の障害または財物の損壊が発生した時をもって「事故が発生した時」とみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第3条人格権侵害担保条項により当社が保険金を支払うべき損害（以下「人格権侵害」といいます。）において「事故が発生した時」とは、不当行為が行われた時をいいます。不当行為が継続または反復されて行われた場合は、最初の不当行為が行われた時をもって「事故が発生した時」とみなします。

第2条（保険適用地域）

- (1) 当会社は、日本国内において発生した身体の障害、財物の損壊または人格権侵害による損害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) この保険契約については、普通約款第3条（保険適用地域）(2)の規定中「保険証券適用地域において発生した事故」とあるのは「日本国内において発生した身体の障害、財物の損壊または人格権侵害」と読み替えて適用します。

第3条（被保険者）

- (1) この追加条項における被保険者とは、次の①および②に掲げる者をいいます。
- ① 記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載される者をいいます。以下同様とします。）
- ② 追加被保険者（保険証券の追加被保険者欄に記載される者をいいます。以下同様とします。）
- (2) 追加被保険者は、記名被保険者の業務活動に関する場合にはのみ被保険者となります。
- (3) 被保険者が法人の場合は、その理事、取締役、執行役またはその他のその法人の業務を執行する機関を被保険者に含みます。ただし、その法人の使用人を含みません。

第4条（保険契約の告知または周知の禁止）

保険契約者または被保険者は、この保険契約を締結している事実を、不特定多数の他人に告知または周知してはなりません。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

受託貨物担保追加条項（商賠緊急追加条項用）

（この追加条項は、商賠緊急「運送業」の保険契約に自動的に付帯します。）

第1条（用語の定義）

商賠緊急追加条項第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）②の規定にかかわらず、この追加条項において、「作業」とは、梱包前仕訳、梱包、開梱、礼付、運搬等の流通加工作業をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第5条（保険金を支払わない場合）④-冷凍・冷蔵危険）、商船緊密追加条項第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）①および同第2章普通約款および特約条項の適用に関する条項第1条（普通約款の保険金を支払わない場合の変更）①の規定にかかわらず、被保険者が運送、作業または保管することを引き受けた貨物（以下「受託貨物」といいます。）に生じた次の①または②に掲げる事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が③の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 受託貨物が生鮮、冷凍、冷蔵もしくは塩蔵飲食品、冷凍、冷蔵もしくは保冷貨物、青果野菜類、植物（注1）またはばら積貨物である場合は、次のア、またはイ、に掲げる事故

ア、火災、爆発もしくは受託貨物積載中の輸送用具の衝突、転覆または墜落

イ、受託貨物積載中の輸送用具が他の輸送用具（注2）に搭乗中である場合は、当該他の輸送用具（注2）の衝突、沈没、座礁、座州、転覆、脱線もしくは墜落によって生じた事故、または受託貨物の盗難もしくは荷造りごとの不備（注3）

(注1) 植物

生花、球根、苗および植木を含みます。

(注2) 他の輸送用具

カーフェリーまたは鉄道車両にかぎります。

(注3) 不備

紛失による場合にかぎります。

② 受託貨物が①に定められたもの以外である場合には、すべての偶然な事故

(2) (1)に定められた事故のうち、盗難または各荷造りの不備については、当社は、被保険者が警察署に届け出て、これが受理された場合にかぎり、保険金を支払います。

(3) 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、当社は、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害にかぎり、保険金を支払います。

① 受託貨物の所有者（以下「荷主」といいます。）に対する被保険者の法律上および運送または寄託契約上の賠償責任

② 被保険者が下請運送人の場合、被保険者の元請運送人に対する法律上および運送もしくは寄託契約上の賠償責任または被保険者の荷主に対する法律上の賠償責任

(4) 相次運送において損害発生場所が不明の場合は、当社は、③に規定された賠償責任のうち、被保険者の分担する割合についての、保険金を支払います。

(5) ③および④に規定された賠償責任について、当社が保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1(1)①の損害賠償金の金額は、次の①および②の規定に従って算出した額を超えない金額とします。

① 仕切状または納品書がある受託貨物については、その状面価額。ただし、運送費および諸掛りが含まれていない場合は、これらを加算した額とします。

② ①の書類がない受託貨物については、荷受人への引渡日または引渡しを行うべき日の受託貨物の到着地における正品価額。ただし、中古貨物については時価を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、この追加条項においては、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第3条（保険金を支払わない場合—修理加工危険）から第5条（保険金を支払わない場合—冷凍・冷蔵危険）までの規定にかかわらず、直接であると同程度であると問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑥まで（ただし、④を除きます。）に定める賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑥までに掲げる事由に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（注）もしくは使用人の故意

(注) 代理人

被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

② 受託貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火、自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇昇その他類似の事由

③ 荷造りの不完全

④ 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発（注）の当時、受託貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、いずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。

(注) 出発

中間地からの出発および積込、荷降または寄航港からの発航を含みます。

⑤ 運送の遅延

⑥ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発

⑦ 公権力によるものと否とを問わず、捕獲、た押、抑留または押収

⑧ 検査または⑦以外の公権力による処分

⑨ 法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限の違反

⑩ 輸送用具の不完全被覆

⑪ ねずみ食いまたは虫食い

⑫ 受託貨物が荷受人に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見発見された受託貨物の損壊

⑬ 修理もしくは加工機械の破損、故障または停止による受託貨物の損壊

⑭ 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託貨物の損壊（技術の拙劣による仕上げ不良を含みます。）

⑮ 受託貨物の誤配

(2) 当社は、次の①から⑥までに掲げる受託貨物に生じた事故について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、数草、き草、標本、設計書、ひな型その他これらに類するもの

② 自動車および車両（ブルドーザー、パワーショベル等土木建設用自動車、自動二輪車、自動三輪車および農耕作業用自動車を含み、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）

③ 家畜、動物、植物および生肉

④ コンテナ一体

⑤ 船（ヨットおよびモーターボートを含みます。）

⑥ 法令の規定または公序良俗に違反する貨物

(3) 当社は、次の①または②の間に生じた事故について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 自動車が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間

② 道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間

(4) 1(①および②ならびに③)の規定は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用されません。

(5) 当社は、違約金、遅延賠償金、受託貨物の使用不能に起因する損害賠償金（事故がなければ得られたであろう利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）等の間接損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（損害の範囲および保険金額）

(1) 当社は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1(2)から⑥までに規定する費用のほか、事故の発生に費用、損害の発生および拡大の防止のために、荷主またはその代理人もしくは使用人が支出した費用のうち、必要または有益と認められる費用に対して、保険金を支払います。

(2) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）③の規定にかかわらず、1事故について、当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1(1)①の損害賠償金の金額は、その額が免責金額7万円を超過する金額とし、保険証券記載の保険金額の10%をもって限度とします。

(3) ②の規定にかかわらず、当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1(1)①の損害賠償金の金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の保険金額の10%をもって限度とします。

(4) この追加条項においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）④の規定中「保険金額」とあるのは「保険証券記載の保険金額の10%」と読み替えます。

(5) 事故が生じた受託貨物に、さらに他の事故が生じ、それぞれの事故によって生じた損害の額の決定が困難である場合は、これらのすべての損害は、これらの最後の事故によって生じたものとみなします。

第5条（責任の始期と終期）

(1) 当会社の賠償責任は、被保険者または履行補助者（注）が、荷主もしくは他の運送人から運送、作業もしくは保管のために受託貨物を受け取った時に始まり、通常の運送、作業もしくは保管の過程を経て、荷受人に引き渡した時、または被保険者の運送、作業もしくは保管の責任が終了した時のいずれが早い時に終わります。

(注) 履行補助者

被保険者の下請運送人、倉庫業者等をいいます。

(2) 当社は、いかなる場合も解体または据付期間中に生じた事故に対しては、保険金を支払いません。

(3) (1)および②の規定は、貨物1個ごとにこれを適用します。

第6条（損害額の証明）

当会社が、被保険者が、損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分を差し引いて保険金を支払います。

第7条（被保険者）

この追加条項における被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第8条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

非所有フォークリフト賠償責任担保追加条項（商船緊密追加条項用）

（この追加条項は、商船緊密「運送業」の保険契約に自動的に付帯します。）

第1条（用語の定義）

この追加条項で用いられる次の①および②に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

① 非所有フォークリフト

被保険者の所有に属さない自動車のうち、被保険者が運送、作業または保管することを引き受けた貨物（以下「受託貨物」といいます。）の運搬のために、受託貨物の所有者または荷受人から一時的に借り受けているフォークリフト（フォークリフトに類似する貨物運搬用自動車を含みます。）をいいます。

② 作業

商船緊密追加条項第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）②の規定にかかわらず、梱包前仕訳、梱包、開梱、札付、運搬等の流通加工作業をいいます。

第2条（当会社の支払責任）

当会社は、前条に規定する非所有フォークリフトによって生じた他人の身体の障害または財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、非所有フォークリフトによる損害において、直接であると同接であるとを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）に定める事由のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはこれに類似の法令によって課せられる賠償責任
- ② 受託貨物に生じた損害に起因する賠償責任
- ③ 非所有フォークリフト自体または非所有フォークリフトに連結されて使用される被牽引車（随伴車）を含みます。）に対する賠償責任

第4条（保険金額）

(1) この追加条項において、当会社の支払責任は、1事故ごとについて定め、次の①から④までに掲げるものの数にかかわらず、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

- ① 被保険者
- ② 損害賠償請求または訴訟
- ③ 損害賠償請求または訴訟を提起する個人または組織
- ④ 非所有フォークリフトの数

(2) 1事故について、当会社の支払責任は、損害の合算額が保険証券記載の免責金額を超過する額とします。

(3) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および2)の規定にかかわらず、この保険契約と同一の危険を負担する他の保険契約または共済契約を被保険者が利用できる場合は、当会社は、他の保険契約または共済契約により支払われる金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

第5条（被保険者）

この追加条項における被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

施設危険の読み替えに関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）

（この追加条項は、商賠緊盛「サービス業」の保険契約に自動的に付帯します。）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この保険契約において、次の①および②のとおり、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および施設所有管理者特約条項（以下「施設特約」といいます。）ならびに商賠緊盛追加条項の規定を変更して適用します。

① 当会社は、施設特約第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、保険証券記載の業務遂行に伴い、または業務に付随して被保険者が請負う清掃業務、改修業務、取付業務その他これらに類似の業務に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

② 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④、商賠緊盛追加条項第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）①および同第2章普通約款および特約条項の適用に関する条項第1条（普通約款の保険金を支払わない場合の変更）①の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務遂行により、その業務の遂行場所における清掃目的物（以下この追加条項において「清掃目的物」といいます。）を損壊したことにより、清掃目的物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この追加条項においては、直接であると同接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から④まで（ただし、④を除きます。）および施設特約第2条（保険金を支払わない場合）①から④までに定める賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑦までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 清掃目的物の紛失または盗取に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の使用人または下請負人もしくはその使用人の故意に起因する賠償責任
- ④ 被保険者に業務を委託した者またはその使用人の故意または重大な過失に起因する賠償責任
- ⑤ 清掃目的物の損壊によって生じた財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ⑥ 清掃目的物の修理または加工上の過失に起因して生じた損壊に起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者（下請負人を含みます。）の使用人が所有し、または私用に供する財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、敷草、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する清掃目的物の損壊に起因する賠償責任
- ⑨ 自動車、車両（原動力がもつばら人力である場合を除きます。）、家畜、動物物、植物、コンテナまたは船（ヨットおよびモーターボートを含みます。）が清掃目的物であった場合において、その清掃目的物自体の損壊に起因する賠償責任
- ⑩ 清掃目的物の自然の消耗もしくは欠陥、清掃目的物本来の性質（自然発火および自然爆発を含み

ます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

- ⑪ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による清掃目的物の損壊に起因する賠償責任
- ⑫ 清掃目的物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見えられた損壊に起因する賠償責任

第3条（被保険者）

この追加条項における被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。

第4条（損害の範囲および保険金額）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、清掃目的物の損壊についての当会社の支払責任は、次の①から③までのとおりとします。

- ① 1事故について、当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、その損害額が免責金額5万円を超過する金額とし、1事故保険金額（保険証券記載の保険金額欄の「1事故につき」に記載された金額をいいます。）をもって限度とします。
- ② ①の規定にかかわらず、当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額（保険証券記載の保険金額欄の「総保険金額」に記載された金額をいいます。）をもって限度とします。
- ③ 当会社が支払うべき保険金の額の算定にあり、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、損壊を生じた清掃目的物が、損壊を生じた地および時において、もし損壊が生じていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

第5条（損害額の証明）

当会社は、被保険者が、損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分を差し引いて保険金を支払います。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

受託物に関する追加条項（商賠緊盛追加条項用）

（この追加条項は、商賠緊盛「飲食業」「販売業」「サービス業」の保険契約に自動的に付帯します。）

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）④、商賠緊盛追加条項第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）①および同第2章普通約款および特約条項の適用に関する条項第1条（普通約款の保険金を支払わない場合の変更）①の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務遂行に伴い、保険証券記載の施設において保管することを引き受けた受託物（以下この追加条項において「施設内保管物」といいます。）が損壊し、または盗取されたことにより、施設内保管物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この追加条項においては、直接であると同接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から④まで（ただし、④を除きます。）に定める賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑩までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行った、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 施設内保管物の紛失に起因する賠償責任
- ③ 施設内保管物の損壊または盗取によって生じた使用不能損害に起因する賠償責任
- ④ 修理もしくは加工上の過失または欠陥による施設内保管物の損壊（技術の拙劣による仕上不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑤ 修理または加工作業機械の破損、故障もしくは停止による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑦ 美術品、骨とう品、敷草、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する施設内保管物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑧ 自動車、車両（原動力がもつばら人力である場合を除きます。）、家畜、動物物、植物、コンテナまたは船（ヨットおよびモーターボートを含みます。）を受託した場合において、その施設内保管物の損壊または盗取に起因する賠償責任
- ⑨ 施設内保管物の自然の消耗もしくは欠陥、施設内保管物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任

- ⑩ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による施設内保管物の損壊に起因する賠償責任
- ⑪ 施設内保管物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見えられた損壊に起因する賠償責任

第3条（損害の範囲および保険金額）

普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定にかかわらず、施設内保管物の損壊および盗取の場合における当会社の支払責任は次の①および②のとおりとします。

- ① 1事故について、当会社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の金額は、その損害額が免責金額5,000円を超過する金額とし、下欄記載の保険金額をもって限度とします。

品目	1事故保険金額	保険期間中の総保険金額
貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属	5万円	5万円
上記以外	100万円	100万円

- ② ①の規定にかかわらず、当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）1①の損害賠償金の金額は、損壊または盗取された施設内保管物が、損壊または盗取の生じた地および時において、もとも損壊または盗取を生じていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

第4条（損害額の証明）

当社は、被保険者が、損害額を証明することができない場合は、その証明できない部分を差し引いて保険金を支払います。

第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

傷害見舞費用担保追加条項（商賠緊密追加条項）

（この追加条項は、商賠緊密「飲食業」「製造業」「販売業」「サービス業」の保険契約に自動的に付帯します。）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当社は、被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内において、急激かつ偶然な外来の事故によって利用者が身体に傷害を被り、その直接の結果として、死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者がその傷害を被った者（以下「被災者」といいます。）または被災者の法定相続人に対して償習として支払った弔慰金、見舞金等の費用（以下「傷害見舞費用」といいます。）を負担したことによる損害に対して、この追加条項の規定に従い、被保険者に傷害見舞費用保険金を支払います。
- (2) ①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
- （注） 継続的に吸入、吸入または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次の①から⑭までのいずれかの事由に起因して生じた傷害については保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、これらの法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員を含みます。）の故意または重大な過失。
 - ② 被災者の故意。ただしその被災者以外の者の被った傷害については、この規定を適用しません。
 - ③ 被災者の法定相続人の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の相続人である場合には、他の者が相続すべき金額については、この規定を適用しません。
 - ④ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害については、この規定を適用しません。
 - ⑤ 被災者の脳死状態、疾病または心臓喪失。ただし、その被災者以外の者の被った傷害については、この規定を適用しません。
 - ⑥ 被災者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社の担保すべき傷害を治療する場合またはその被災者以外の者の被った傷害については、この規定を適用しません。
 - ⑦ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合については、この規定を適用しません。
 - ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（この追加条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特長による事故
 - ⑪ ③から⑭までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑬ 施設の新築、改装、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事
 - ⑭ 航空機の墜落または自動車（原動機付自転車を含みます。）事故
- (2) 当社は、被災者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものに対しては、その症状の原因がわからないものでも、傷害見舞費用保険金を支払いません。

（注1） 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2） 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（用語の定義）

この追加条項において、「利用者」とは、対象施設に入場している者をいい、次の①から⑭までを含みません。

- ① 被保険者（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ② 施設の業務に従事する者
- ③ 施設（施設が建物の一部であるときは、その建物の他の部分を含みます。）の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改装、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事する者

第4条（死亡見舞費用保険金の支払）

当社は、被災者が第1条（当会社の支払責任）に規定する傷害の直接の結果として、事故の発生の日（被災者が傷害を被った日）をいいます。以下同様とします。）からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が傷害見舞費用を支払った場合には、被災者1名につき30万円（その被災者について、同一事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、30万円から既に支払った金額を控除した残額）を限度として、死亡見舞費用保険金として支払います。

第5条（後遺障害見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は、被災者が第1条（当会社の支払責任）に規定する傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であつて、被災者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至つたものまたは身体の一部分の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じ、被保険者が傷害見舞費用を支払った場合には、被災者1名につき30万円に別表1の1. から10. までに掲げる割合を乗じた額を限度として、後遺障害見舞費用保険金として支払います。
- (2) ①の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、①のとおり算出した額を後遺障害見舞費用保険金として支払います。

- (3) ①にいう別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害見舞費用保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の1. (3)および4. 2. (3)、4. (4)ならびに5. (2)に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害見舞費用保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し、①から③までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7. から9. までに規定する上肢（腕および手をいいます。）または下肢（脚および足をいいます。）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害見舞費用保険金は18万円を限度とします。
- (5) ①から④までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害見舞費用保険金の額は、被災者1名につき30万円を限度とします。

第6条（入院見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は、被災者が第1条（当会社の支払責任）に規定する傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ、医師の治療を受け、被保険者が傷害見舞費用を支払った場合には、被災者1名につき上記の状態にある期間（以下「入院期間」といいます。）に応じて次の①から④までに掲げる額を限度として、入院見舞費用保険金として支払います。
- ① 入院期間が31日以上とき 10万円
 - ② 入院期間が15日以上30日以内とき 5万円
 - ③ 入院期間が8日以上14日以内とき 3万円
 - ④ 入院期間が7日以内とき 2万円

- (2) ①にいう「生活機能または業務能力の減失」とは、次の①または②に掲げる状態をいいます。
- ① 医師の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態
 - ② 別表2に定める1. から8. までのいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けていない状態
- (3) 被災者が①の傷害見舞費用の支払を受けられる期間中にさらに①の補償金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して入院見舞費用保険金を支払いません。
- (4) 当社は、同一事故により同一の被災者に生じた傷害に対して、入院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または入院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (5) ①の期間には、臓器の移植に関する法律の規定によって、医師により「脳死した者の身体」の判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則に定める医療給付関係各法の規定に基づき医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。
- （注） 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院見舞費用保険金の支払）

- (1) 当社は、被災者が第1条（当会社の支払責任）に規定する傷害の直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院をうけずに医師の治療を受け、被保険者が傷害見舞費用を支払った場合には、被災者1名につきその通院日数（注）日数を含みます。以下同様とします。）に応じて次の①から④までに掲げる額を限度として、通院見舞費用保険金として支払います。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になつたとき以降の通院に対しては、その日数を通院日数に含めません。
- ① 通院日数が31日以上とき 5万円
 - ② 通院日数が15日以上30日以内とき 3万円
 - ③ 通院日数が8日以上14日以内とき 2万円
 - ④ 通院日数が7日以内とき 1万円

- (2) (1)の治療の期間において、通院しない場合であっても、傷害の部位、態様により、平常の生活または業務に従事することに著しい支障があると認められる日数については、(1)の通院日数に含めます。
- (3) 当会社は、(1)または(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、(1)の通院日数に含めません。
- (4) 被災者が(1)の傷害見舞費用の支払を受けられる期間中にさらに(1)の傷害見舞費用の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院見舞費用保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、同一事故により同一の被災者に生じた傷害に対して、通院見舞費用保険金と死亡見舞費用保険金または通院見舞費用保険金と後遺障害見舞費用保険金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第8条（他の身体障害または疾病の影響）

- (1) 被災者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被った時に、既に存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく生じた傷害または疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠り、または保険契約者、被保険者もしくは補償者を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（当会社の支払責任）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条（損害賠償保険金との関係）

- (1) 被災者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被った場合において、被保険者が被災者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この追加条項により支払う保険金は、当会社が賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびに施設所有管理者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従い保険金を支払う普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)(D)の損害賠償保険金に充当します。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、傷害見舞費用について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額の限度において、当会社は保険金を支払いません。

第10条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時および場所、事故の概要ならびに被傷者の傷害の程度を書面をもって当会社に通知し、当会社が、説明を求めたときはこれに応じ、身体の診察書または死体検案書の提出を求めたときはこれに協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、または、その通知もしくは説明について知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合は、保険金請求書に次の①から⑩までの書類を添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ③ 傷害を被った者が利用者であることを確認するのに必要な書類
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 被災者またはその法定相続人の受領書等傷害見舞費用の支払を証明する書類
 - ⑥ 被災者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ⑦ 被災者が後遺障害を被った場合は、後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑧ 被災者が入院または通院した場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書および入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (2) 被保険者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、(1)の書類のほか、委任を証明する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出、当会社が行う調査への協力または(1)または(2)の提出書類の一部の省略を認めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第12条（読み替え規定）

この追加条項の適用については、普通約款の規定中「事故」とあるのは「傷害見舞費用担保追加条項第1条の事故」と読み替えて適用します。

第13条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

別表 1

1. 眼の障害
- (1) 両眼が失明した場合……………100%
 - (2) 1眼が失明した場合……………60%

- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合……………5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいいます。）となった場合……………5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合……………80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合……………30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話し声を解せない場合……………5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合……………20%

4. しゃく、言語の障害

- (1) しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合……………100%
- (2) しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合……………35%
- (3) しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合……………15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合……………5%

5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいいます。）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合……………15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいいます。）を残す場合……………3%

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合……………40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合……………30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合……………15%

7. 腕（手関節以上をいいます。）、脚（足関節以上をいいます。）の障害

- (1) 1腕または1脚を失った場合……………60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合……………50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合……………35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合……………5%

8. 手指の障害

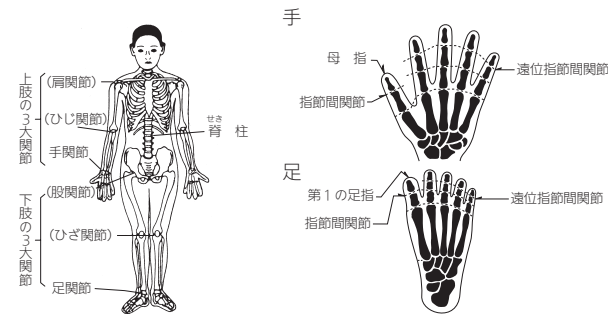
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合……………20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合……………15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合……………8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合……………5%

9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合……………10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合……………8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合……………5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合……………3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合……………100%

(注1) 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。



別表2

- 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
- 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること。
- 両耳の聴力を失っていること。
- 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- 下肢の機能を失っていること。
- 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

(注1) 4.の規定中「手関節」および「関節」については別表1(注2)の関節等の説明図によりります。

(注2) 4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

借家人賠償責任担保追加条項(商賠繁盛追加条項用)

第1条(当社の支払責任)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の支払責任)および同第4条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、日本国内において、次の①または②に掲げる事故により、第5条(定義)に規定する借用施設に財物の損壊が生じた場合において、被保険者が借用施設についてその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします。)に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 火災
 - ② 破裂または爆発(注)
- (注) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条(保険金を支払わない場合)①から③まで(ただし、④を除きます。)に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事起因する賠償責任。ただし、被保険者またはその使用者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ③ 被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ④ 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後発見された借用施設の財物の損壊に起因する賠償責任

第3条(保険金額)

当社がこの追加条項に基づき支払う普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の金額は、同条(2)および(3)の規定にかかわらず、借用施設1戸ごとに応用するものとし、1戸室につき3,000万円を限度とします。

第4条(求償権の不行使)

当社は、普通約款第21条(代位)の規定に基づき取得する権利のうち、事故の発生した借用施設に居住する被保険者の親族または被保険者の使用人もしくはその親族に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。

第5条(定義)

この追加条項における「借用施設」とは次の施設をいいます。

記名被保険者が借出し、事務所または店舗として使用する保険証券記載の施設(ただし、展示会、催し物等のために一時的に借用される施設を除きます。)

第6条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

検査・取片付け費用等担保追加条項(商賠繁盛追加条項用)

第1条(当社の支払責任)

当社は、この追加条項により、受託貨物担保追加条項(以下「受託貨物条項」といいます。)第2条(当社の支払責任)の規定により当社が保険金を支払う場合は、被保険者が支払った次の①または②に掲げる費用(ただし、必要または有益と認められる費用にかぎります。)を支払います。

- ① 受託貨物の検査、仕訳および再梱包に要する費用
- ② 事故が生じた受託貨物の取りこわし、取り片付け清掃、搬出および廃棄に要する費用

第2条(保険金額および免責金額)

- (1) この追加条項により当社が支払う保険金は、被保険者が実際に負担した費用にかぎるものとし、受託貨物条項第4条(損害の範囲および保険金額)の規定により当社が支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の金額の10%を限度とします。
- (2) 当社がこの追加条項により支払う費用については、保険証券に記載された免責金額を適用しないものとし、受託貨物条項第4条(損害の範囲および保険金額)の規定にかかわらず、その全額を支払います。ただし、いかなる場合も(1)に規定する限度額を超えないものとします。

第3条(他の保険契約等との関係)

普通約款第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、この追加条項により支払う費用を負担する他の保険契約または共済契約がある場合は、他の保険契約または共済契約により支払われる金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

第4条(支出した費用の証明)

当社は、被保険者が第1条に規定する費用の支出額を証明することができない場合は、その証明できない費用を差し引いて保険金を支払います。

第5条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

生産物火災補償追加条項(商賠繁盛追加条項用)

第1条(当社の支払責任)

(1) 当社は、被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に相当因果関係を有する急激かつ偶然な外来の事故によって他人が身体に傷害を被った場合は、被保険者がその傷害を被った者(以下「被災者」といいます。)に対して支払う補償金にあたるため、この追加条項に従い、被保険者に補償保険金(死亡補償保険金および重度後遺障害補償保険金をいいます。)を支払います。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有害ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取した場合に急激に生じる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。(注) 継続的に吸入、吸入または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。

第2条(補償保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次の①から③までのいずれかの事由に起因して生じた傷害については、補償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、これらの法定代理人(保険契約者または被保険者が法人である場合はその役員を含みます。)または被災者の故意または重大な過失。ただし、被災者の故意または重大な過失については、その被災者以外の者の被った傷害については、この規定は適用されません。
- ② 被災者の法定相続人の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の相続人である場合には、他の者が相続すべき金額については、この規定は適用されません。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の者の被った傷害については、この規定は適用されません。
- ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、その被災者以外の者の被った傷害については、この規定は適用されません。
- ⑤ 被災者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合またはその被災者以外の者の被った傷害については、この規定は適用されません。
- ⑥ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この規定は適用されません。
- ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(この追加条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ⑨ 燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑩ ⑦から⑨までの事由に伴随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑫ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物に起因する事故
 - ⑬ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- (2) 当社は、被災者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものでもありません。

(注1) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 医学的他覚所見

理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第3条（死亡補償保険金の支払）

当社は、被災者が第1条（当会社の支払責任）の傷害の直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が補償金を支払う場合には、被災者1名につき保険証券記載の保険金額欄「1事故につき」に記載された金額の1%に相当する金額（以下「補償保険金額」といいます。）の全額（注）を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

(注) その被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った重度後遺障害補償保険金がある場合は、1名あたりの補償保険金額から既に支払った金額を控除した残額をいいます。

第4条（重度後遺障害補償保険金の支払）

(1) 当社は、被災者に第1条（当会社の支払責任）の傷害の直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態である、被災者の身体に残された症状が将来にもとも回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じ、被保険者が補償金を支払う場合には、被災者1名につき補償保険金額に別表の各号に掲げる割合を乗じた額を重度後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の日からその日を含めて181日における医師の診断に基づき重度後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害補償保険金として支払います。

(3) (1)にいう別表の1.から8.に掲げていない重度後遺障害については、被災者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体障害の程度に応じ、かつ、別表の1.から8.に掲げる区分に準じ、補償保険金の支払額を決定します。

(4) (1)から(3)までの規定に基づいて、当社が支払うべき重度後遺障害補償保険金の額は、1被災者について補償保険金額をもって限度とします。

第5条（他の身体障害または疾病の影響）

(1) 被災者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被った時に、既に存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく生じた傷害または疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

(2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者または補償金を受け取るべき者が治療をせなかつたために第1条（当会社の支払責任）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（被災者への支払義務）

(1) 被保険者は、第3条（死亡補償保険金の支払）および第4条（重度後遺障害補償保険金の支払）の規定により受領した補償保険金の全額を、被災者またはその法定相続人（以下「被災者等」といいます。）に支払わなければならない。

(2) 被保険者は、補償保険金を受領した後、(1)の支払を証明するために被災者等の補償金受領書を当社に提出しなければならない。

(3) 被保険者が、正当な理由なく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合は(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額に相当する保険金の返還を請求することができます。

第7条（損害賠償保険金との関係）

被保険者が第1条（当会社の支払責任）の傷害を被った場合において、被保険者が被災者に対して法律上の賠償責任を負担するときは、この追加条項により支払う補償保険金は、当社が、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および生産物特約条項の規定により支払う普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に充当します。

第8条（読み替え規定）

この追加条項の適用については、普通約款の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 普通約款の規定中「事故」とあるのは「生産物災害補償追加条項第1条（当会社の支払責任）の事故」

② 普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)、第7条（告知義務）(5)、第8条（通知義務）(4)および⑤、第9条（保険契約の解除）(2)①および(4)ならびに第10条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(3)および(4)の規定中「損害」とあるのは「傷害」

第9条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する他の特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

別表

1. 両眼が失明した場合	100%
2. しゃくまたは言語の機能を喪失した場合	100%
3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残り、常に介護を要する場合	100%
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残り、常に介護を要する場合	100%
5. 両上肢をひじ関節以上で失った場合	100%
6. 両上肢の用を全廃した場合	100%
7. 両下肢をひざ関節以上で失った場合	100%
8. 両下肢の用を全廃した場合	100%

(注) 5. および7. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

構内専用車危険担保に関する追加条項（ゴルフ場用）（商賠緊急追加工率項）

（本追加条項は、商賠緊急「サービス業」で、保険証券記載の業務が「ゴルフ場」の場合、自動的に適用します。）

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) 当会社は、保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）におけるゴルフカート（以下「ゴルフカート」といいます。）については、自動車とはみなしません。
- (2) (1)の「ゴルフカート」とは、乗用であるか否かを問わず、また軌道式であるか否かを問わず、次の①および②の条件をいずれも満たす車両をいいます。
 - ① 自動車登録ファイルに車両登録がされていない車両
 - ② もっぱら施設の構内において、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）により、保険証券記載の業務の目的に従って使用または管理される車両

第2条（被保険者）

- (1) この追加条項において、被保険者とは次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の承諾を得て、ゴルフカートを使用または管理中の者（プレーヤーおよびキャディーを含みます。）
- (2) この追加条項においては、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）用語の定義および賠償責任保険追加条項第1章共通条項第3条（被保険者相互間の関係）にかかわらず、普通約款ならびに施設所有管理特約条項（以下「特約条項」といいます。）の規定は、各被保険者においては別個にこれを適用し、被保険者相互の関係はそれぞれ他人とみなします。
- (3) 当社が支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険金額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から⑤までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者によるゴルフカートの施設外での所有、使用または管理によって生じた賠償責任
 - ② 被保険者によるゴルフカートの一般道路上での所有、使用または管理によって生じた賠償責任
 - ③ ゴルフカートの積載物の損壊に起因して生じた賠償責任
 - ④ 受託・管理財物の損壊に起因して生じた賠償責任
 - ⑤ 記名被保険者の使用者が、記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

第4条（自動車保険等との関係）

当会社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、ゴルフカートの所有、使用または管理に起因して、当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、そのゴルフカートに自動車損害賠償法（昭和30年法律第97号）に基づき責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結しているとき、または自動車保険契約（注）を締結しているときは、その損害額が当該自賠責保険または自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

① 自動車保険契約
自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険以外の保険契約をいひ、共済を含みます。

第5条（免責金額の適用）

当会社は、前条に規定された自賠責保険および自動車保険契約より支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

第6条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

火災・破裂・爆発時の補償に関する追加条項（商賠緊急追加工率項）

（本追加条項は、商賠緊急「サービス業」で、保険証券記載の業務が、旅館・ホテル等宿泊業の場合に自動的に適用します。）

第1条（保険金額の適用）

当社は、次の①または②に掲げる事故により、身体の障害または財物の損壊が生じ、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲および責任限度）③の規定にかかわらず、保険証券記載の保険金額を5倍した金額を保険金額として、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の施設における火災
- ② 保険証券記載の施設における破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

レジオネラ感染症に関する追加条項（商賠緊急追加条項用）

（本追加条項は、商賠緊急「サービス業」で、保険証券記載の業務が、旅館・ホテル等の宿泊業の場合にのみ、食中毒・感染症利益担保特約条項が付帯された契約に自動的に適用します。）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、食中毒・感染症利益担保特約条項第1条（保険金を支払う場合）③の規定を以下のとおり読み替えて適用するものとします。

「施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置

対象となる感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、リッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
レジオネラ感染症

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（商賠緊急IT事業用）

第1条（当社の支払責任）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、日本国内において行うネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり、次の①から④までに掲げる事由に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有、使用もしくは管理するネットワークの全部もしくは一部が停止すること、または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵（コンピュータウイルスに感染している状態を含みます。以下、同様とします。）に起因する、第三者の業務の遂行の全部もしくは一部の休止または阻害により生じた経済的損失
- ② 不正アクセス等または被保険者が提供するデータベース、ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵により生じた電子データの漏えい^カに起因する第三者のプライバシーの侵害、名誉もしくは信用のき損^カまたは経済的損失
- ③ 不正アクセス等または被保険者が提供する情報メディアの瑕疵に起因する第三者の情報の消去もしくは損傷または阻害により生じた経済的損失
- ④ 被保険者が提供する情報メディアに起因する、第三者の人格権の侵害または著作権の侵害

第2条（保険期間および情報提起と賠償責任の関係）

- (1) 当社は、普通約款第5条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に、被保険者に対し、日本国内において損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害賠償請求が訴訟による場合は、当社は、損害賠償を求めた訴訟（外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴訟を除きます。）が保険期間中に、被保険者に対して日本国内の裁判所に提起された場合にかぎり、保険金を支払います。

第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の①から④までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

- ① ネットワーク
電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークをいいます。
- ② 情報メディア
電子データ、データベース、ソフトウェアおよびプログラムをいいます。

③ 人格権の侵害

次のいずれかに該当するものをいいます。

- A. フライバシーの侵害
 - I. 名誉または信用のき損
 - II. 氏名権（自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。）の侵害
 - III. 肖像権（自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。）の侵害
 - IV. パブリシティ権（経済的利益または趣意を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。）の侵害
- ④ 著作権
著作権法（昭和45年法律第48号）によって定められる権利をいいます。
- ⑤ 不正アクセス等
ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次のア. からウ. までのいずれかに掲げる行為が実施されることをいいます。
 - A. ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備上において、使用権限を制限することにより保護されている情報メディアの、ネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去
 - I. ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備を管理する者が、そのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めない情報メディアの、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール
 - ウ. ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備について、そのネットワーク構成機器・設備が有する使用権限を制限している機能の、ネットワーク上での設定の変更
- ⑥ ファイアウォール
被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にある情報メディア等の閲覧、使用、改ざん、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
- ⑦ コンピュータウイルス
第三者の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次のア. およびイ. の双方の機能を有するものをいいます。
 - A. 自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製すること（システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能を含みます。）等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能
 - I. 情報等の破壊を行ったり、設計者の意圖のない動作を行う機能
- ⑧ 一連の損害賠償請求
 - A. 損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の事由またはその事由に関連する他の事由に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にしてはなされたものとみなします。
 - I. 保険証券記載の保険金額欄「1事故」と記載されているのは、A. に規定する一連の損害賠償請求をいうものとします。
- ⑨ 使用人等
雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、被保険者の業務に従事し、または従事していたすべての者をいいます。

第4条（損害の範囲）

この特約条項において、当社が保険金を支払うべき第1条（当社の支払責任）の損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)にかかわらず、次の①から③までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによっても代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
- ② 被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
- ③ 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定により、被保険者が当社の求めに従い、当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払限度）

(1) 前条①から③までの損害に係る当会社が支払うべき保険金の金額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)から(4)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について、前条①から③までの損害の額の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する金額とし、保険証券記載の一連の損害賠償請求についての保険金額（以下「保険金額」といいます。）をもって限度とします。

(2) 当会社がこの保険契約で支払う前条①の損害賠償金の金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の総保険金額を限度とします。また、第8条（通知）(2)の規定に従い、この保険契約の総保険期間になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の総保険金額が適用されるものとなります。

第6条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）に掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から④までに掲げる損害賠償請求を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、①から④までの中で記載されていない事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎり、それらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。
 - ① 被保険者の使用人等が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求

- ② 被保険者もしくはその使用人等による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ③ 保険証券記載の遡及日（以下「遡及日」といいます。）より前に生じた第1条（当会社の支払責任）①から④までに掲げる事由に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 遡及日より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実を起因する損害賠償請求
- ⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑦ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑧ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のア、またはイ、の原因による場合を除きます。
- ア、火災、破壊または爆発
- イ、偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の滅失、損傷または汚損（以下、滅失、損傷または汚損を「損壊」といいます。）またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑨ 他人の身体の障害、財物の損壊または紛失もしくは盗取に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- ⑪ 人工衛星（これに搭載された無線設備等の機器を含みます。）の損壊または故障に起因する損害賠償請求
- ⑫ 保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
- ⑬ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求についてはこの号の規定を適用しません。
- ⑭ 被保険者の業務の対価（販売代金、手数料、報酬等）の見積りまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑮ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑯ 被保険者または使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑰ 被保険者の使用人（雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、被保険者の業務に従事する者を含みます。）に対する損害賠償請求
- ⑱ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑲ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の損害の侵害を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ⑳ 次のア、またはイ、の事由に起因する損害賠償請求
- ア、日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと
- イ、ア、に掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはア、に掲げる問題を発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

- (2) 当会社は、ネットワーク構成機器・設備において、被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用もしくは提供した場合、または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用もしくは提供した場合には、当会社は、被保険者が次の①または②に掲げる損害賠償請求について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求
- ② ソフトウェアもしくはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた第1条（当会社の支払責任）①から③までの事由に起因する損害賠償請求
- (3) 当会社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- ① 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）
- ② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となつたもの、およびそれらと同種の業務の結果の回収、検査、修正、交換、やり直しその他必要な措置のために要した費用

第7条（適切な措置を講ずる義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大を防止するため、遅滞なく、回収、検査、交換その他の適切な措置（以下「適切な措置」といいます。）を講じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当会社は、適切な措置を講じることにより発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

- (3) 当会社は、適切な措置を講ずるために要した費用については、保険契約者または被保険者が直接支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第8条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を、遅滞なく、書面当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日より関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第9条（普通約款等との関係）

- (1) この特約条項に規定する事項については、商標緊密追加条項に優先して適用します。
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する他の特約条項および追加条項の規定を適用します。

ビルメンテナンス業者追加条項

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、この追加条項ならびに請負業者特約条項およびこれにかかる追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス契約書に基づく建物管理業務、設備管理業務、清掃業務等（以下「ビルメンテナンス業務」といいます。）を遂行中に、他人の身体の障害または財物（②に規定する「受託物」を除きます。）の損壊により賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）②の規定にかかわらず、この追加条項ならびに受託者特約条項およびこれに係る追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス契約書に基づき管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊し、または盗取されたことにより、受託物について、正当な権利を有する者に対し、賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金額）

- (1) この保険契約の財物賠償に係る保険金額は、保険証券記載のとおりとし、前条(1)の損害と同条(2)の損害が同時に発生した場合であっても、同条(1)に係る財物賠償の保険金額をもって限度とします。
- (2) 保険証券記載の財物賠償に係る保険金額は、これをもって保険期間中に当会社が保険金を支払うべき総保険金額とします。

第3条（免責金額）

この保険契約の免責金額は、保険証券記載のとおりとします。

第4条（保険責任期間）

この保険契約における当会社の保険責任期間は、保険証券記載の保険期間と同一とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から④までに掲げる事由によって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の使用人の故意
- ② 被保険者にビルメンテナンス業務を委託した者またはその使用人の故意もしくは重大な過失
- ③ ビルメンテナンス契約に基づき管理する受託物が損壊し、または紛失、もしくは盗取されたことによって生じた使用不能損害
- ④ 受託物を修理中、修理の過失に起因して生じた受託物の損害

第6条（帳簿等の閲覧）

当会社が、ビルメンテナンス契約に関する帳簿等の閲覧を要求した場合は、被保険者はこれに応じなければなりません。

第7条（普通約款等との関係）

- (1) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、この追加条項、請負業者特約条項、生産物特約条項およびこれらに付帯する追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス契約書に基づく建物管理業務、設備管理業務、清掃業務等（以下「ビルメンテナンス業務」といいます。）を遂行中または遂行後に、自身の障害または財物（②に規定する「受託物」を除きます。）の損壊に起因して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、賠償責任保険追加条項第6章受託者特約条項に係る条項第2条（受託物の範囲）(2)の規定にかかわらず、この追加条項ならびに受託者特約条項およびこれに係る追加条項の規定により、被保険者がビルメンテナンス契約に基づき管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊し、または盗取されたことにより、受託物について、正当な権利を有する者に対し、賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金額）

- (1) この保険契約の財物賠償に係る保険金額は、保険証券記載のとおりとし、前条(1)の損害と同条(2)の

- 損害が同時に発生した場合であっても、同条(1)に係る財物賠償の保険金額をもって限度とします。
- (2) 生産物特約条項および賠償責任保険追加条項第5章生産物特約条項に係る条項により保険金が支払われる身体障害に係る保険金額は、保険証券記載のとおりとし、これをもって保険期間中に当社が保険金を支払うべき総保険金額とします。
- (3) 賠償証券記載の財物賠償に係る保険金額は、これをもって保険期間中に当社が保険金を支払うべき総保険金額とします。

第3条 (免責金額)

この保険契約の免責金額は、保険証券記載のとおりとします。

第4条 (保険責任期間)

この保険契約における当社の保険責任期間は、保険証券記載の保険期間と同一とします。

第5条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から④までに掲げる事由によって生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人の故意
- ② 被保険者にビルメンテナンス業務を委託した者またはその使用人の故意もしくは重大な過失
- ③ ビルメンテナンス契約に基づき管理する受託物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって生じた使用不能損害
- ④ 受託物を修理中、修理の過失に起因して生じた受託物の損害

第6条 (帳簿等の閲覧)

当社が、ビルメンテナンス契約に関する帳簿等の閲覧を要求した場合は、被保険者はこれに応じなければなりません。

第7条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

コンタミネーションリスク担保追加条項

第1条 (保険の対象)

- (1) 請負業者特約条項第1条(事故)および生産物特約条項第1条(事故)②に規定する「仕事」とは、被保険者が行う車両による油類等の運搬業務をいいます。
- (2) 受託者特約条項第1条(当社の支払責任)に規定する「受託物」とは、被保険者が(1)に規定する運搬業務により使用または管理する油類等をいいます。
- (3) 車両により注入される油類等は、注入ホースから流出した時より、請負業者特約条項第2条(保険金を支払わない場合)⑥の「占有を離れ、施設外にある財物」および生産物特約条項第1条(事故)①の「占有を離れた賠償証券記載の財物」「占有を離れ、施設外にある財物」とあわせて以下「占有を離れた財物」といいます。)とみなします。

第2条 (他の保険契約との関係)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第20条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、前条(3)の「占有を離れた財物」に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。))の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約(賠償責任保険のうち、自賠責保険以外の保険契約をいい、共済等を含みます。以下「自動車保険契約」といいます。))を締結しているときは、その損害額が当該自賠責保険および自動車保険契約により保険金が支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

第3条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

複数特約条項共通保険金額追加条項 (コンタミネーションリスク担保追加条項用)

第1条 (支払限度額)

当社が賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当社の支払責任)の規定により支払うべき普通約款第2条(損害の範囲および責任限度)(1)①の損害賠償金の金額は、1回の事故について、かつ、保険期間中を通じて、請負業者特約条項第1条(事故)、生産物特約条項第1条(事故)および受託者特約条項第1条(当社の支払責任)により支払われる損害賠償金を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第2条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

シルバー人材センター追加条項

第1条 (対象とする仕事)

- (1) 施設所有管理者特約条項(以下「施設特約」といいます。)第1条(事故)、請負業者特約条項(以下「請負特約」といいます。)第1条(事故)および生産物特約条項(以下「生産物特約」といいます。)第1条(事故)②に規定する「仕事」とは、シルバー人材センターがその正会員に提供するすべての

仕事とします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、下欄記載の業務(以下「業務」といいます。))は、(1)に規定する仕事に含まれません。ただし、業務の遂行中に生じた急激かつ偶然的事故による損害については、この規定を適用しません。

校正、翻訳、パンフレットレタリング、税務事務、決算書の作成、設計、製図、建築見積、土質検査、測量、タイプ、トレース、書類清書、宛名書き、毛筆筆耕、名簿・台帳作成、経理事務、伝票整理、名簿整理、台帳整理、古文書整理、図書整理、図書閲覧業務および書類整理

第2条 (対象とする受託物)

受託者特約条項(以下「受託特約」といいます。)第1条(当社の支払責任)に規定する「受託物」とは、被保険者が、前条(1)に規定する仕事の遂行中に、使用または管理するすべての他人の財物とします。ただし、次の①から④までに掲げるものを除きます。

- ① 不動産
- ② 自動車(原動機付自転車を含みます。)
- ③ 船(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)
- ④ 動物または植物

第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、受託特約第2条(保険金を支払わない場合)①から④までに掲げる賠償責任のほか、被保険者が次の①から③までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥(注)による受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ③ 受託物の誤配または紛失に起因する賠償責任

技術の拙劣による仕上りの仕上げ不良を含みます。

- (2) 当社は、生産物特約第2条(保険金を支払わない場合)①から③までに掲げる賠償責任のほか、生産物または仕事の目的物が一部を構成する財物の損壊それ自体の賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (他の被保険者との関係)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。))ならびに施設特約、請負特約、生産物特約、受託特約およびこれらに付帯する他の追加条項の規定は、下欄に記載されたAグループに属する被保険者およびBグループに属する被保険者については、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条(被保険者相互間の関係)の規定にかかわらず、各グループ間においては別個にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

Aグループ	シルバー人材センター
Bグループ	シルバー人材センターの正会員

- (2) 当社は、被保険者が直接であると間接であるとを問わず、同一グループの被保険者間の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに施設特約、請負特約、受託特約およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

お客さま総合窓口

フリーダイヤル ☎[®] **0120-888-089**

【受付時間】 平 日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

インターネットホームページアドレス：<http://www.sompo-japan.co.jp>